

午前10時30分開会

○西岡委員長 おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコン等の使用は認められておりませんので、恐れ入りますが、ご了承くださいませ。

本日の日程及び資料を先日サイドブックスに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお送りいたしました。本日は、陳情審査が1件、報告事項は、子ども部が5件、保健福祉部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

日程に入る前に、先日、いきいきプラザ一番町の現地調査を行いましたので、本日は、お一人ずつ簡単に感想をお伺いしたいと思います。

それでは、富山委員からお願いします。

○富山委員 先日、いきいきプラザ一番町にお伺いしまして、実際に現場の職員の皆様が適切に働かれている様子や、中の入居者の方々が広場に集って楽しくお話しされている様子などを拝見しました。ただ1点、やっぱり理事長の――あ、施設長の答えるべき質問のところを隣の方に回答を促すなどのところがかいま見えて、そういったところはやっぱり不信感につながっているのかなという感想も抱きました。

以上となります。

○西岡委員長 はい。そうですね、当日は理事長はいらっしゃらなくて、今……

○富山委員 すみません。施設長。

○西岡委員長 ええ、施設長ですね。

○富山委員 施設長。

○西岡委員長 はい、分かりました。

じゃあ、はまもり委員。

○はまもり委員 はい。施設見学をさせていただいた後に職員の方とお話する機会を頂きました。その中で、家族の皆さんからのご指摘であるとか課題であることについてはしっかりと認識させていただいて受け止めていただいているということがよく分かりました。何か否定するというわけではなく、こういう問題があったのでこうやって変えてきたと。一つ一ついろいろと引継ぎとか、いろいろな行き違いとかあったというふうに思うんですけども、それに対して真摯に向き合っていただいているということは伝わってきましたので、ご家族の皆さんときちんと向き合って対応していただけるのではないかとというふうに感じました。

以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、白川委員、お願いいたします。

○白川委員 10年間、前の会社さんが担当をなさっていたということで、長きにわたって親しみがある会社だということがよく分かりました。新しい会社さんなんで、まだ小さなトラブルはあるということで、ただ、トラブルの認識がしっかりある。で、改善策も捉

えているということで、私は全く問題なしというふうに捉えました。

○西岡委員長 はい。

では、えごし委員、お願いいたします。

○えごし委員 職員の方のお話も聞かせていただきまして、先ほどはまもり委員も言われましたけれども、やっぱり利用者様、またご家族の方のご意見をどれだけしっかり聞いているかというところを私も注意していたんですけども、そこについても、しっかり今後またご家族や利用者様との懇談の中でしっかり話を聞いて対応していきたいという話もありましたので、しっかりそこをやっていっていただきたいなというふうに思っております。またそういうふうにご家族の方、またご利用者様からの声を聞いてどう対応したかというところがなかなか見えていないという部分もあるというような話もありましたので、そういうところもしっかり対応しているよというところもしっかり示していけるように、ご利用者、またご家族の方とのコミュニケーション、また対話というところをしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

あと、区にも苦情があったと言われていた給食についてのところも、今後、またその給食も、今お願いしている業者を継続していくか、また交代していくかということも含めて検討していきますという話もありましたので、その部分もまたしっかりと検討していただきたいなというふうに感じました。

以上です。

○西岡委員長 はい。今、感想なので、またこの陳情審査の中で質疑もしていただけると思うので、またそのときをお願いいたします。

牛尾委員、お願いします。

○牛尾委員 設定していただいて、ありがとうございました。見学させていただきまして、利用者さんに対しての対応とか、それなりにしっかりやられているのかなとは思いました。ただ、お話を聞いていて、やはり利用者さんの家族さん、あとは利用者さん本人との信頼の形成というのはまだまだこれからなのかなというのも率直に言って感じました。まだ始まったばかりなんで、本当に家族の方々、利用者さんの声をしっかり聞いて介護事業に取り組んでいただきたいというふうに感じました。

○西岡委員長 はい。

池田委員、お願いいたします。

○池田委員 あのときは利用者さんというよりか、従業員の方たちは皆さんそれぞれ挨拶もしっかりしていただいて、感じはよかったのかなという印象を受けました。職員の数が少ないかどうかというところは、しっかりと十分満たしているというか、レベルには達しているようなので問題はないのかなというところで受け止めていました。さすがにちょっと設備等の内装のところは、これから居ながら改修をするという部分もありますから、そのところについてはきっといろんな音だとか匂いだとか出てくることもあると思いますから、入居者さんだったり利用者さんに十分配慮しながらやっていただけるといいなという感じを受け取りました。前期、私、保健福祉委員会の委員長のときに、ちょうど事業者が切り替わるというところで、そのタイミングで視察にという声もあったんですけども、時期尚早というところで、今回こうしてこのタイミングで陳情も出てしまったんですけども、こういう機会で行けてよかったというところは感じております。

以上です。

○西岡委員長 はい、ありがとうございます。

おのでも副委員長、お願いします。

○おのでも副委員長 ありがとうございます。ほかの施設とか地域と比べて医療行為が必要な方が多いですとか、また感染症が多いということで、利用者の状況に合わせて特性を踏まえてしっかり対応されるという姿勢ですとか、今後はレクリエーションを行って利用者と運営者の信頼関係が見えるように努力していきたいという姿勢をしっかりと確認することができたと思います。私もちょっと気になったのは、竣工してから約30年たったということで、内装ですとか壁紙に結構損傷があったり、経年劣化で傷んでいるところが見受けられましたので、今後は利用者の満足度を上げるという意味でも、こういったところの修繕も必要ではないかとは思っています。利用される方ですとか、働かれる方の環境、ハード面も改善していくことが今後も必要かなと思っております。

以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、最後に私から。今回の視察におきましては、まずは担当所管部と、あと事務局の皆様にご調整をいただきまして、改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

現場のスタッフの方は献身的にやはり介護してくださっているなという印象は受けましたけれども、やはり組織としてもご家族の方々とのコミュニケーションをしっかりといただくことが求められているかなというところと、あと、物理的な面でも、施設をやはり改修して、介護する側もされる側にとっても快適な環境を提供していかなければいけないなというふうに感じています。具体的には今から行います陳情審査で議論をさせていただければと思います。

それでは、日程1、陳情審査に入らせていただきます。

継続中の審査、送付5-40、いきいきプラザ一番町指定管理者の選定について善処の陳情についてです。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○小原高齢介護課長 委員の皆様のお手元に参考資料といたしまして、今週の月曜日、12月4日ですけれども開催されました、いきいきプラザ一番町運営協議会の資料の一部となりますが、「いきいきプラザ一番町 地域との交流活動について」を配付させていただきました。本資料につきましては、これまでの実績として7月以降のカメリア会主催事業、その他の主催事業を掲載しております。なお4月から6月までにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため実施しておりません。

資料の3ページ目には、来年3月までの今後の予定を掲載しております。また、4日に開催されました運営協議会についてでございますが、町会関係、民生委員、学識経験者、地域団体、社会福祉協議会等の構成で、カメリア会が事務局として設置・運営しております。当日の議事内容といたしましては、協議会の委員長、副委員長の選任やいきいきプラザ一番町の事業進捗等について意見交換がされました。委員からは、主催事業のPRをもっとしたほうがいいのではないか。また高齢者に愛される施設となるように運営してほし

い等の意見がございました。また10月22日でございますが、ご家族との懇談会、家族懇談会を開催したという報告を受けてございます。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○はまもり委員 今回の陳情のところでポイントは三つぐらいあるのかなというふうに思っています。ご家族の方、ご利用者の方の声が反映されていなかったのではないかと。ここに関しては、今回のものというのは単なる物件とか物とかではなく、サービスであった人とのつながり、ご利用者様、ご家族の方と職員とのつながりといったものがあつたと思うんですけども、ここがどのように反映できていたのかなというところが一つ。2点目が、裁判になっていたという情報が後から分かったということ。そして3点目が説明会の対応なのかなというふうに私は捉えております。

1点目のところをまず確認なんですけれども、このとき家族会みたいなものがなかったと。ただ、東京栄和会さんに対して何も皆さん不満を持っていなかった。非常に感謝をされて関係を築いていたということなんですけれども、この辺、ご家族の意向が聞けなかったというところのちょっと理由を改めて聞きたいのと、あと、今後こういったことを替えるということになると10年後になるかもしれないんですけども、どうやってその家族の方、利用者の方の意向を取り入れていくのかといったところを改めて教えてください。

○小原高齢介護課長 選定につきましては、昨年4月あるいは7月の当時の委員会、常任委員会でもご報告させていただいていますが、またこれも10月のときの答弁と同じ繰り返しになってしまうんですけども、新たな指定管理者の選定に当たっては、指定管理期間の終了ということで、区のガイドラインがございますので、それに従い選定委員会を設置し、委員につきましてもそれに基づき選定させていただいたと。その選定委員会に家族を入れていない理由としては、いきいきプラザ一番町が特別養護老人ホーム以外の高齢者施設や区民施設等を併設しており、それぞれの利用者等の家族の思いが異なるということでご答弁させていただいていたと思います。またそれについては変わりません。ただ一方、昨年の常任委員会でもはまもり委員と同じような意見が当然出ていましたので、今回、今のご質問じゃないですけど、10年後ということになるかちょっとあれですけども、その時に、本日の委員会も踏まえて、ご家族のご意見を反映できるような形は検討したいというふうには思っております。

○はまもり委員 ぜひお願いしたいと思います。今、答弁にありました、いろいろな機能、複数機能を持っているのでなかなか委員を選出することが難しいというような事情は理解できますが、今回、説明会もその機能ごとに説明会をされていると思いますので、そこはご利用者、ご家族の方を機能別に意見を聞くということではできるとかと思っておりますので、そこはお願いしたいなというふうに思います。また、今後のご家族、ご利用者の方と、施設に関しては家族懇談会といったところが対応できるといったところで、一つそれもよい方向性なのかなというふうに思っているんですけども、個別の対応ですね。ご利用者の方で何か事情が対応変更があるとか、そういったときには、必ずご家族の方にもきちんと丁寧な説明をされているという認識でよろしいでしょうか。

○小原高齢介護課長 視察のときにも、現場の責任者、施設長をはじめ、カメリア会の職員との交流というか意見交換させていただいていたと思いますけれども、基本的にはご家

族だけではなく、利用者を含めて、直接職員に現場で聞くという対応は今までなかなかできていなかったという部分をご指摘がありますけれども、当然、今もしているということですし、これからもしていくということで、そこは区としても、もし不安あるいはご意見があれば、区のほうにも当然言っていただいて、必要な指導等はさせていただくというふうに考えてございます。

○はまもり委員 はい。お願いします。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○牛尾委員 私からまず確認したいのは、やはり家族の皆さんの意見がカメラア会の方々の仕事に反映されるかどうかというのが一つあると思うんですけども、まずその前に、東京栄和会さんがやっていた頃の家族の皆さんと事業者の関係というのはどうだったのか。そういった懇談会なりそうしたことがされていたのかどうか。まずそこをお聞かせいただけますか。

○小原高齢介護課長 カメラア会も東京栄和会当時の懇談会のやり方と同じということで、それを引き継ぐというやり方をしています。ただ、東京栄和会につきましては、新型コロナウイルスの関係で、ここ二、三年ですかね、開催できなかったということで、家族懇談会、先ほどご答弁しましたけれども、カメラア会で開催した10月の懇談会につきましては、前回と同じような形で年2回程度開催するというで聞いています。

○牛尾委員 分かりました。この前、10月22日に家族懇談会を行ったということですが、そうした家族懇談会の内容等は区というのは把握ができるんですか。

○小原高齢介護課長 報告は、何名いらっしゃった、あるいはこういうご意見があったという報告は受けています。

○牛尾委員 じゃあそこでこんな意見があったと。ここを改善してほしいというような要求もあったと。こういった指摘、苦情もあったというのも全て区としては把握ができるということよろしいんですかね。

○小原高齢介護課長 当然区とカメラア会、法人との連絡というのは密にさせていただいていますので、それに限らず報告は受けてございます。

○牛尾委員 なかなか事業者の方に直接言えないという場合は、区としても、家族懇談会、利用者さんの皆さんの声もしっかり受け止める体制ができているということよろしいですか。

○小原高齢介護課長 4月以降も日々、毎日といったらあれですけど、その都度、区のほうにそういう声もありますので、それについてはしかるべき、法人に対して指示も含めて対応してございます。

○牛尾委員 あともう一つ、この陳情書の一番最後の⑧番、視察のときはお話を聞くことはできませんでしたから、理事長さんがどんな方かというのは直接会っていないので分からないんですけども、ここに書いているとおり、やっぱり高圧的態度だったと。人格、姿勢に問題があるという指摘もされていますけれども、私が気になるのは、やはり理事長さんがワンマンで、なかなか働いている方々が意見を言いづらいとか、施設長さんが意見を言いづらいということになっちゃうと、これはこれで問題だなということだと思うんですね。そうした働く方々、あとは施設長さんがこういう問題があるよというのを理事長さんに気を遣って言いづらくなっちゃうとなると非常に問題だと思うんですけども、そこ

の対策といたしますか、そこはどうなっていますか。

○小原高齢介護課長 法人の運営に関わる部分という形になると区からというのは難しいと思いますけれども、今回の陳情も、理事長もこの内容というのはもちろん把握しているというのは、施設長、あるいは今の部長からも聞いておりますので、今回こういう区民の方からこういう声があったというのは、理事長本人も認識しているというふうに確認してございます。また、先ほどの牛尾委員からのご質問にあったように、法人の運営まではなかなか指示というか、そこは難しいんですけれども、区民に対する、あるいは利用者に対して不信感にならないようにということで、それについては説明会のときにも区のほうでも理事長本人にある意味注意というか、していますし、これからももしそういう声があれば、区からは必要な指導というか、はしていきたいと思っています。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 感想のほうと引き続きになるかもしれないんですけれども、今回、家族懇談会が開かれたというところで、そのところはコロナ明けでよかったんですけれども、今後は、これまで全く意見というか声を聞いてくれなかったというところを払拭させるために開いていただきたいのが一つの理由でもあるんですけれども、年間どれくらいのペースでこのような懇談会というのは開かれるのでしょうか。

○小原高齢介護課長 年間2回程度ということで聞いてございます。次回は来年、年明けの3月を予定しているというのは聞いてございます。

○池田委員 そこは皆さんが希望している方全員が出れるか分からないじゃないですか。というところで、執行機関のほうも、今回こういう陳情を出されて、皆さん、入居者の方、家族の方、心配されていますから、全体を会して集まったときに話を聞くという以前に、そこも大事なんだけど、しっかり日常的に何かお声があるかというところは常にアンテナを張っていただきたいんですけども、そのところは事業者とのやり取りだったり、家族の方とのやり取りだったりというのは、執行機関としてはどの程度関わられるんですか。

○小原高齢介護課長 毎月定例的に法人と区のほうで定例的な会議、打合せというか、させていただいています。4月以降毎月開催しています。もちろんその中でそういうお声があったということもできるんですけれども、基本的には日常的に担当者レベルも含めて、極端な話、メールあるいは電話等でそういう調整というか、法人との情報共有というか、そういう形はさせていただいています。また、ご家族の声につきましても、直接現場の職員が、皆さんお集まりにならなくても、それぞれのご意見、ご要望があれば現場で受け止めているというふうには認識してございます。

○池田委員 引き続きというか、今後ともよろしくお願ひしたいところです。私も何人もの入居者の方とか利用者の方の声を聞いた上での前回の委員会等々でのやり取りもありましたし、そのところは少しずつ改善をしていかなければいけないと思います。まだスタートしてからようやく半年というところで、まだこの先のほうが長いですから、いろんなよし悪しは出てくるかと思えますから、そのところを受け止めていただかないと安心して入居者の方が過ごせる環境にならないんじゃないかなと思いますので、お願ひいたします。

もう一点、これ陳情にも上がっているし、選定理由の中でも非常に私たちも取り上げていたんですけども、人工透析について治療をしっかりとできるんですというところで、ただ、その送迎については各自でお願いをしなければいけないというような、ちょっとその辺のやり取りが多少曖昧さが残った感はあったんですけども、現状、この間の懇談会というか、事業者の方に聞いたところ、今のところそういう対象になる人がいないんだというところでは済んだんですけども、引き続きそのところについては、審査のところでは、かなり今回は施設長も医師だということもありますから、改善というまでも、しっかりとそのところはできているんだということの確認をしていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○小原高齢介護課長 人工透析につきましては、今、池田委員からもありましたけど、申請がショートステイで1件あったということだったんですけど、それも結果的には本人から取り下げたということで実績はまだございません。ただ、今ご意見がありましたように、基本的には個別にご相談いただいて対応できるものは対応していくという部分で法人は認識してございますので、そういう形で区からも指導したいと思っております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 関連してですけども、私も陳情に書いてあった⑤番と⑦番のところですか。人工透析のところでは実態と異なっているというようなことを書かれているので、もしかすると説明での行き違いがあったのか、この辺はきちんと情報を整理して、今の状況を家族の方、ご利用者の方に説明をしていただきたいなというふうに思います。

もう一点、⑦番のところなんですけれども、こちらはこの間の見学のときにはきちんとリハビリは行われているというようなことだったんですけども、今、書かれているような理学療法士が1名のみで88人の入所者に対応していて、十分なりハビリが行われていないということについて、現状の把握としてはどのようになっていますか。

○小原高齢介護課長 そうですね。人工透析につきましては、また個別に、個別というか、別途必要な説明はということは法人のほうも認識していると思います。また、理学療法士につきましては、前回もご答弁させていただいたんですけども、入居者は88じゃなくて82名ということで、まず人数がちょっと違うということなんですけども、あと、カメラア会につきましては、理学療法士、機能訓練指導員が一人一人の訓練機能指導計画を作成しており、理学療法士によるリハビリ課題へのアプローチが、以前とは違うということはありませんけれども、十分なりハビリが行われていないというご意見については、今後は利用者のご要望を伺う、丁寧に説明をするということで信頼関係を築いていきたいということで法人からも確認はしてございます。

○はまもり委員 お願いします。結局、⑤番と⑦番の透析のところと、あと理学療法士の話は、前回の見学のときも、やっています、大丈夫ですということだったんですけど、こういうふうになってきたというのは情報の行き違いなんですかね。ちょっとこの原因という、こういった声が上がってきたところというのは少し確認していただいたほうがいいのかなと思うんですけども、どんな原因があったんですかね。

○小原高齢介護課長 そうですね。基本的には現場のご説明が足らなかったというふうに認識してございます。

○はまもり委員 分かりました。ちょっとこちらは陳情を出していただいた方にも少し確

認をしていただいて、説明が足りないのであれば、この方だけではなくしっかりと説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小原高齢介護課長 この陳情の内容につきましては、先ほどご答弁しましたけども、法人としてももちろん全て把握してございます。これについてどういう形で、ご回答というのは個人にというわけではなく、説明不足ということもありますので、必要に応じて追加の説明というか、こういうご案内というか、個々に回答するという形ではなく、法人としてこういう問題に関してこう考えているというようなものは、何かしらの方法で利用者様、ご家族様には周知というか、お知らせする必要があるのかなというふうに思っていますので、それについては法人のほうに指導、連絡したいと思っています。

○はまもり委員 お願いします。

○西岡委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 もしもなければ、本件陳情に関する質疑を終了いたしますが、取扱いはいかがいたしますか。

池田委員。

○池田委員 今回の陳情につきましては、しっかりこの委員会で視察にも行かせていただき、事業者のほうとも話を聞いたということは陳情者にとってはプラスに回答ができるようなものであったかと思っています。そうは言いながらも、やはりこのままで納得ができる方ばかりではないでしょうから、今回これをもってしっかりと今後事業者にはしっかり対応していただくということを伝えながら、今回のこの議事録も添えながらお返ししていいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 すみません。このたびこのいきいきプラザ一番町に関する陳情について、区の考え方を少し述べさせていただきます。

このたびの陳情というのは、施設開設以来20年以上にわたりましてこの運営を担ってきた事業者、これが交代する、替わるということで、関係者の皆様から、少しやっぱり不安から出されたものかなというふうに認識しております。陳情自体は議会に出されたものでございますけれども、区といたしましても、この事実はしっかりと受け止めて真摯に対応していかなければならないと思っています。その上で、今の考え方でございますけれども、先ほど来いろいろとご意見を頂きましたけれども、この新法人、運営体制が移行してから8か月経過いたしました。確かに小さなトラブルとか行き違いはありましたけれども、都度、適切に対応し、総じて無難というか、順調な運営がなされているというふうには認識をしております。先月の議会の視察でも、限られた時間ではございましたけれども、現場のスタッフの皆さんと意見交換をしていただいて、法人の取組とか姿勢につきましてはある程度ご理解を頂けたと思っています。また、それに先立ちまして行われました利用者のご家族との懇談会ですか、それとか、またさらに今週4日、月曜日ですけれども、開催しました地域の関係者で構成する運営協議会の立ち上げ、こういったことは、この新法人がサービスの向上等、利用者、家族の不安払拭に努めている取組だということで私たちも区としても評価をしています。大切なことは、こうした利用者、ご家族、地域との信頼関係を構築することだと思っています。したがって、今後も気を緩めることなく日々取り組むように区からも指導・監督をしていきたいと思っています。まだまだ緒に

ついたばかりでございますけれども、都度、法人とコミュニケーションを取りながら、運営状況を目配りいたしまして、区民の皆様はこの施設を安心して利用してもらえるような施設になるよう注力していきたいと思っております。

○西岡委員長 はい。保健福祉部長、ありがとうございました。

昨年12月と今年1月に実施されました地域の方々への説明会の各議事録は、事務局の協力を頂いて、全ての議員が閲覧できる環境とさせていただいておりますので、改めましてここでお伝えをさせていただきます。

皆様には2回の陳情審査において様々多角的に審査を頂きました。また、先日現地調査でいきいきプラザ一番町の現場の方々のお声もお聞きしたところです。先ほどの細越部長のお話にもありましたけれども、今後、我々ですとか、行政も指定管理制度として引き続きしっかり見守っていくことが大事ですし、陳情者の方が東京栄和会からやはりカメラ会に替わったことで、今回、陳情書を送付せざるを得ないような不安を抱くような思いをしたことと、利用者の方の思いを酌み取らないといけないということをすごく感じております。所管部としても、いきいきプラザ一番町の現況を今後も当委員会に適時報告してくだされば幸いです。よろしく願いいたします。

それでは……

○牛尾委員 一言だけ。

○西岡委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 本来なら利用者さんが不安をなくすためには、区が目配りしていく。ちょっと目配りしていくという状況のままではいけないと思うんですよ。本来指定管理だから、モニタリングがあって、そこでしっかりチェックをしていくと。そこでチェックをして業務改善していくというのが指定管理のやり方であって、なのに区がいつも目配りをしなければいけないというような状況をそのままにしておくこと自体が、それはもう不安につながっていくと。本来ならばお任せしましたと、よろしく願いしますとやるのが一番なわけで、そこはしっかり区が心配なく任せられるように、まだ始まったばかりですけどね、1年、2年かけてしっかり事業者の方々に対して、利用者さんが不安なくやれるようにしっかり指示をしていくということをお願いしたいんですよね。これ、いっつもいっつも見てなきゃいけないというような状況をそのままにしておくこと自身がよろしくないんじゃないかと思うんで、そこはしっかりチェックをしていくということをお願いしたいと。改善していくべきはすぐ改善していくということで対応していただきたいと思っておりますので、そこはよろしく願いします。

○西岡委員長 じゃあ、まとめて、白川委員。

○白川委員 この陳情書がこちらに来たというのが、結局、不満を施設自体がカメラ会自体が吸い上げられなかったということです。この不満をカメラ会に直接吸い上げる力があれば、陳情書は出なくてその中で解決できたわけなので、そこだけ改善してほしいということをお願いいただければいいかなというふうに思います。まず反論しないで、とにかく向こうの不満は全部聞くと。やれる範囲で改善していくということがいいんじゃないかなと思います。

○西岡委員長 そうですね。要は家族懇談会も開かれるようになって、コミュニケーションがやはり大事ななと思うので、今、白川委員もおっしゃいましたけど、皆さんいろんな

ご意見がありましたけれども、やはりその意見聴取、ご家族の方が要は不安にならないように、カメラア会さんもしっかりコミュニケーション、説明をしっかりといただくというところが一番大事なかなというふうに多分全議員思っていると思うので、改めまして、じゃあ部長、よろしくお願いします。

○細越保健福祉部長 まさに、今、委員長がまとめていただいているとおりでございます。しっかりと受け止めるということが大事だと思っています。それは今回の陳情審査を経て新法人のほうも認識していると思います。先ほど牛尾委員おっしゃられたように、当然指定管理でございますので、決められたモニタリング等はやっております。それをやった前提の上で、さらに今回こういったこともありましたので、区としてしっかりと目配りをしていきたいということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○西岡委員長 はい。皆様、いろいろと、本当にありがとうございました。

それでは、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返ししまして、審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、以上で日程1、陳情審査を終わります。

次に、日程2に入ります。報告事項です。

子ども部（1）令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）の報告書について、理事者からの説明を求めます。

○小玉子ども総務課長 それでは、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、教育委員会資料1を基に説明をさせていただきます。

冊子となっております、総数で55ページございますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、11月14日の教育委員会で審議をいただいた上、11月28日の教育委員会でご議決いただき、それをまとめましたので報告をさせていただきます。

まず、この報告書をまとめた背景でございます。1ページ目をおめくりください。「はじめに」とございます。こちら「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。この報告書は、この法律の規定に基づきまして、令和4年度の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行ったものでございます。なお、本区の教育委員会におきましては、教育に関する事務のみならず、子育て支援関連に関する事業についても有識者から専門的な見地からご意見をいただき、今後、一層効果的な施策展開を図るために活用する目的でこの報告書をまとめておるというところでございます。

それでは3ページ目をお開きください。（2）でございます。今年度、点検評価対象事業の選定でございますが、令和5年9月に発行されました令和4年度主要施策の成果に掲載されております子ども部所管の25事業の中で7事業を選定しております。対象事業は、3ページから4ページの（3）対象事業7事業のとおりでございます。

それでは、5ページ目をご覧ください。ア、点検及び評価に関する有識者名簿でございます。5名の有識者の皆さんに、今回はご参加いただいております。イの有識者会議の開催状況でございます。2回にわたりまして、それぞれの会場を視察後行われております。1回目は神田さくら館、2回目が神田一橋中学校を会場に、そちらが有識者会議の会場なんですけれども、その前に、概要にございますとおり、児童発達支援・放課後等デイサービスぴかいち、それから子ども発達センターさくらキッズの視察、それから神田一橋中学校の授業視察を行っておるといところでございます。

施設の概要でございますが、まず、児童発達支援・放課後等デイサービスぴかいちにつきましては、人件費あるいは利用者の送迎費用、ビルの賃借料や保険料等の一部について児童・家庭支援センターで補助をしているといところでございます。視察につきましては、実際に児童が活動している時間帯、13時45分頃からでございますが、フロアの見学を行いました。また、子ども発達センターさくらキッズにおきましては、これは皆さんご案内のとおり、神田さくら館6階にございます。子どもの発達に関する気がかりなことや心配なことに専門職員が相談をお受けしているといところでございます。当日は指導現場の様子を拝見いたしまして、その後、さくらキッズでサービスを提供している責任者や担当課長から事業の説明を行っております。さくらキッズでの療育以外にも、職員が園などに出向きまして、子どもの様子の観察であるとか、引継ぎを行っていることなどの説明がございました。

神田一橋中学校の視察におきましては、実際の授業の様子を有識者の先生方にご覧いただいております。保健体育の授業でマット運動の動きをタブレットPCで確認したり、また英語の授業におきましては発音練習に使用したりと、各教室でICTを活用した授業が行われていることを確認いたしております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、6ページ目から12ページ目にかけては、今回の評価対象となった7事業の主要施策の成果に記載された内容を示しております。

また、13ページ目から27ページ目にかけては、3番の有識者意見といたしまして、5名の有識者の皆さんの7事業への点検評価をまとめております。有識者の皆さんからは、それぞれ七つの事業に対し、またそれぞれのお立場から様々に貴重な意見を頂いております。少し時間を頂きまして主な意見をかいつまんでご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、13ページ目から15ページ目、上岡委員でございます。武蔵野大学の副学長でいらっしゃいます。こちらは13ページ目の上段から中段にかけて、児童発達支援・放課後等デイサービス事業を千代田区が率先して行っていることは高く評価できる。今後も需要が増加することが予想される状況を踏まえ、定員を20名から30名に増員することや送迎バスを1台から2台にするという需要の増加に適切に対応している。重度障害児童への支援体制の強化はこれからも重要な事業である。今後とも需要に見合った支援を検討し、他公共団体のモデルとなるような施策を実施してほしいという特別支援関連の重症心身障害児等支援事業についてご意見を頂いております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、16ページ目から19ページ目でございます。こちらは清水哲也委員から一元、多摩市の教育長でいらっしゃいました。子育

て支援関連の次世代育成手当についてでございます。17ページ目上段から中段にかけてでございます。今後、国の所得制限撤廃等が実施されれば、多くの次世代育成手当事業については、その役割も含め大きく見直しを図る必要がある。その際、手続き申請をオンライン化するなど、担当職員の児童手当にかかる業務軽減を図ることで他の子育て支援サービスの充実を期待したいという意見を頂きました。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、20ページ目から22ページ目でございます。藤井委員からご意見を頂いております。元国土舘大学の教授でいらっしゃいます。子育て支援関連の学校給食につきましてご意見を頂いております。21ページ目の中段から下段にかけて、給食費の経済的負担を軽減することにつながっている。物価高騰の折、ますます経済的負担が増すこととなり、行政の立場からの支援は重要である。また、食育の充実と質の高い給食の提供をめざすとのことで、その実現を期待する。給食費の無償化あるいは補助の在り方等については、行政としての考え方を区民に理解していただくことが重要であると考えたいというご意見でございました。

続きまして、23ページ目から25ページ目をご覧ください。糸原委員、日本女子大学の特任教授でいらっしゃいます。ページおめくりいただいて、24ページの上段にございます子育て支援関連についてご意見を頂いております。様々な子育て支援が充実している千代田区であるが、保護者自身が、心身に疾患を抱えていたり、自ら支援を求める術をもたなかったりなど、情報を自分から得ることが難しい場合もある。心のケアとともに、必要な人に必要な情報が届く支援が必要であるというご意見でございました。

最後に、26ページ目、27ページ目をご覧ください。日永委員からでございます。山梨大学の教授でいらっしゃいます。27ページの中段あたり以降でございます。ICT関連、ICT学校教育システムの推進についてご意見を頂きました。「中学校の見学の中でも、すべての学年、すべての教科で活用されており、当区の学校教育でのICT活用の先進性を再確認できた」。また、「生成AIの活用についても、児童・生徒の学習面だけではなく、教員がいかに活用すべきか、情報収集を続けていただきたい」というご意見を頂いております。

そのほかにも各有識者の皆様からはご意見を頂いておりますので、お時間があるときにぜひご覧をいただければと存じます。

なお、ページをおめくりいただきまして28ページ目から30ページ目にかけては、4番の各事業についての評価及び今後の取組といたしまして、有識者の皆さんから頂いた意見に基づきまして、各所管が今後取り組んでいく方向性をまとめてございます。

ページをおめくりいただきまして、32ページ目から最後の55ページ目にかけては参考資料でございます。

45ページ目から53ページ目、ページをおめくりいただけますでしょうか。こちらにつきましては資料の3といたしまして有識者会議の資料となります。なお、繰り返しとなりますが、この点検及び評価報告書につきましては、去る11月28日の教育委員会で審議の上でご議決いただき、本日の当委員会にて報告をさせていただくものでございます。今後の流れといたしましては、区のホームページで区民に対し公表をしていく予定でございます。

報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。丁寧にご説明いただいて、ありがとうございます。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 専門家の方から指摘されていることは、区もまとめて取り組んでいくということなんでしっかりやっていただきたいというふうに思います。その上で、これ、大体、評価していただく施策については、基本的にどこが決めていることになるんですかね。

○小玉子ども総務課長 今回の7事業につきましては事務局のほうでピックアップをさせていただきますまして、教育委員の皆様にご承認を頂いたというところでございます。

○牛尾委員 前はたしか学童クラブの評価とかしていただいたとは思うんですけども、その後、意見を頂いて、区のほうでこのように取り組んでいきますよということで施策を展開していくと。問題は、その施策がどうだったのかということも改めて評価を頂くというのもいいんじゃないかなと思うんですよね。毎回毎回違ったテーマが取り上げられていて、その後どうなったかということについて、もちろん議会側で我々がチェックしなきゃいけないんですけども、この専門家の方々も、自分たちが指摘して、その施策がどうなったかということも気になると思うんですけども、これ、例えば一つの事業でも二つの事業でもいいんですけども、毎年同じ項目を評価していただくということについてはどうなんですかね。

○小玉子ども総務課長 ご意見ありがとうございます。専門家の皆さんにまた再チェックをしていただくことを私どもも検討してまいりたいと思います。今回の有識者の皆様の任期はまだございますので、また来年度にかけまして、今こういう状況にありますというのは引き続き説明をさせていただければと思います。それと、毎年同じテーマでというご意見も頂きましたが、今回、7事業をさせていただいた反省点といたしまして、今回、委員の皆様が、新しくなったと。5名中、4名が新しい委員の皆様だったので、7事業に振り分けて点検評価を行っていただいたんですけども、ちょっと広くちりばめ過ぎたかなという反省がございました。ですので、来年度にかけまして、またどういった形にしていくかというのを検討しながら、また今回の事業も引き続き検討項目に加えていくかどうかというのもまた検討してまいりたいと考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 私から聞きたいのが、ICT環境面で、これ、リブレースは順調に行きそうなんですか。バッテリーがすごい切れやすいというのは聞いていたんですけど、その機種を選定方法とか、どういうふうに、順調かどうか、しっかり対応できているのかお聞きしたいんですけど。

○山本指導課長 ご質問いただきましたICT機器のリブレースに関しましては、10月を中心に行ってまいりまして、全校で順調に終了したというような報告もいただいております。

以上です。

○西岡委員長 はい、分かりました。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

ちょっと枚数も多いので、ぜひ分科会とか、次回、時間があるときにでも詳しくまた質疑していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、（１）令和５年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和４年度分）報告書について質疑を終了いたします。

次に、（２）（仮称）千代田区子育て・教育ビジョンの概要について、理事者からの説明を求めます。

○窪田教育政策担当課長（仮称）千代田区子育て・教育ビジョンの検討状況につきまして、教育委員会資料２に基づきご説明をさせていただきます。

千代田区子育て・教育ビジョンにつきましては、一昨年度来検討を行ってきておりまして、常任委員会へは一昨年度１２月と昨年度７月、１０月に検討状況をご報告し、その後引き続いて検討を行ってきたところでございます。

まず、現行の教育や子育てに関するビジョンのご説明でございます。教育や子育てに関するビジョンにつきましては、次世代育成支援施策と教育振興施策の基本的な方針を示すものとしたしまして、平成２８年３月に教育委員会で千代田区共育ビジョン「共育」と書いて「きょういく」と読む共育ビジョンを策定しております。また、その下にひもづく計画としまして、千代田区教育推進計画を平成２９年３月に策定をしてございます。この教育推進計画は、教育基本法で規定されました教育振興基本計画として策定しているものでございます。また、地教行法におきまして、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を首長が策定することになっており、現在はビジョンと同じ内容を大綱として策定しているところでございます。現行の共育ビジョンは策定から７年が経過しておりまして、社会情勢等大きく変化していることから見直しが必要な状況となっております。

改定後のイメージ図、上段の右上でございますけれども、ビジョンにつきましては基本理念やめざす子どもの姿、基本的方向性について記載をするものでございます。また、ビジョンそのものを教育振興基本計画として策定をする予定でございます。併せまして区長が策定する新しい大綱、（仮称）千代田区教育と文化の大綱との整合性を図るものでございます。

続きまして、改定のポイントについてでございます。１点目は先ほど申し上げたとおりでございます。

２点目、共に育つ「共育」の考え方につきましては、新しいビジョン等では教える育てる「教育」という言葉に変更はいたしますが、「共に育て、共に育つ」という考え方は継承することといたしております。

また、子どもの権利擁護につきましては、こども基本法の制定もありましたことから、これまで以上に区の姿勢を強調して記載する予定でございます。

ビジョンの具体的な内容についてご説明いたします前に、今後の予定でございます。まず大綱につきましては、年度末の総合教育会議で案を決定したところでございます。ビジョンにつきましては、文章のブラッシュアップなどを現在進めておりまして、素案を１月に当委員会でご報告させていただければと思っております。その後、大綱とビジョンと併せまして２月にパブリックコメントを行いまして、そのご意見も踏まえながら、年度末に大綱は区長決定、ビジョンは教育委員会で決定する予定でございます。

続きまして、教育委員会資料２－２をご覧くださいければと思います。計画の位置づけと

しましては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。ビジョンの期間は来年度からの5年間を予定してございます。基本理念、めざす子どもの姿につきましては、ご覧のとおりでございます。基本理念、めざす子どもの姿につきましては、昨年度常任委員会でご報告したときから特に変更はございません。

また右側、基本的方向性を七つに分けて整理をしてございます。こちらの七つの項目についても、昨年度のご報告時点から変更はございません。1から3がいわゆる知・徳・体について記載をしてございます。4番は、未来を切り拓く力ということで、ICT等について記載をする予定でございます。5番は、国際理解教育について。6については、不登校対策やインクルーシブ教育など、支援の環境整備について。7番は、施設整備や遊び場など居場所の環境整備について記載をする予定でございます。

続きまして、教育委員会資料2-3でございます。こちらが昨年度末に総合教育会議で決定しました大綱の案でございます。現在の社会状況、それから子どもたちに身につけてほしい資質、能力や文化の重要性について前段で記載をした上で、基本方針として二つ、「子どもの健やかな育ちを地域全体で支えるまち」「伝統文化を尊重し、文化の香り溢れる美しいまち」としてございます。

簡単でございますが、私からは説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○えごし委員 ありがとうございます。基本的方向性の中で、これはちょっと確認なんですけれども、私は、教育の中で様々ある中でも、またこれからの防災教育というのもすごい大事だなというふうに考えていまして、3番のこの危険を回避する力の育成というところにもしか入っているかもしれないんですが、そういう防災教育、これも東日本大震災のときとかでも、やっぱりかなり被害があった場所でも子どもたちへの被害が少なかった場所に関しては、こういう防災教育がすごいしっかりされていたという話もありました。区として、そういう防災教育という観点はここに入っているのかどうか、ちょっと確認をお願いいたします。

○窪田教育政策担当課長 安全教育を含めた防災教育につきましても、こちらのほうで記載をさせていただく予定でございます。

○えごし委員 分かりました。多分具体的なところではこれからまたいろいろあると思うんですが、その防災教育のところもしっかりとまた取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○窪田教育政策担当課長 しっかりと対応してまいりたいと思います。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 私も基本的方向性のところで、この基本的方向性と施策の方向性のところの関連性がちょっと分からなかったところが4番なんですけれども、予測困難な未来を切り拓くことのできる人材の育成というところで、ツールであるICTを活用した教育の推進といったところが1番に来て、どちらかという情報化、あるいは社会的、職業的自立みたいなのところになっているんですけれども、もう少しこの4番の方向性のところの説明を教えてくださいのと、施策の方向性との関連性、詳細に教えていただければと思います。お願いします。

○窪田教育政策担当課長 4番の予測困難な未来を切り拓くことのできる人材というところ

ろでございますけれども、やはり、今後、Society 5.0など、社会が劇的に変化していくという中で、子どもたちが様々な能力を身につけていかなければならないと。自立した主体的に学んでいく力ですとか、そういったところが必要になってくるということで、そのときにICTを活用した教育でございますとか、あとは受身に情報を受け取るのではなくて、主体的に活用していく力ということで、情報モラルのようなものも大事になっていくということで2番目の項目を記載しているところでございます。あとは社会的・職業的な自立に向けた資質能力の育成というのは、やはりキャリア教育といった面で、しっかりと自分の進路であるとか将来を考えていく力ということで記載をする予定でございます。それから、社会課題を解決する力の育成という点につきましては、今、STEAM教育などいろいろ言われておりますけれども、学科を超えた、文理を超えたような学びというのも重視されているようなところもございますので、そういったところを記載する予定でこのような形で書かせていただいております。

○西岡委員長 それを指導できる教員はいるんですか。どう専門家を確保していくんですか。書けることは書けると思うんですけど、どういうふうに確保していくのかなというところを教えてください。

○山本指導課長 教員の育成につきましては、それぞれ高いスキルが必要となってくるというところも我々教育委員会としては認識をしているところでございます。それぞれICTであるですとか、キャリア、STEAM教育、今、説明させていただいた内容につきまして、研修会等々を通しまして、しっかりと育成をしてまいりたいというふうに思っております。

○西岡委員長 まず、そこからだと思うので、よろしくお願いします。

はまもり委員。

○はまもり委員 はい、分かりました。関連性は分かったんですけども、やはり予測困難な未来を切り拓くというところが、将来が分からないとか、正解が分からない中で、どういうふうに試行錯誤していくのかということであったりとか、また最後の社会課題を解決する力というふうにあるんですけども、今、問題になっている課題を解決することに加えて、何が課題なのかというものを発見していく、設定していく力が必要だと思いますので、その辺はぜひ盛り込んでいただきたいなということと、やはりそのICTを活用した教育というのは、一つのツールとして非常に重要だと思うんですけども、これが一番上に来るものではないのかなというところは少し感想として思っていますが、いかがでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 ご意見ありがとうございます。課題を、今、目の前にあるものではなくて発見する力というところにつきましては、記載の中でしっかりと書き込めるようにしてまいりたいと思います。また、ICTが一番上に来るのではないのではないかといいところなんですけれども、現在、千代田区のほうではICT教育、しっかり進めているというところもございまして、今一番上に書かせていただいているところではございません。ICTを使えばいいというような書き方にならないように、しっかり気をつけてまいりたいと思います。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。ぜひお願いします。やっぱりこのICTというのは目的ではないので、そういう意味だと構想力とかビジョンとか、どういうふう

にICTを活用していくのかといったところが大事だと思いますので、ぜひそこがきちんと伝わるように記載をお願いいたします。

○窪田教育政策担当課長 ご指摘の面を踏まえ、これからの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○はまもり委員 お願いします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず一つ、大きな問題として確認しておきたいんですけども、教育というのは、時の政治、権力などから独立していなきゃいけない、中立性でなければいけないと。この点は当然ですよ。

○窪田教育政策担当課長 そのように認識してございます。

○牛尾委員 その上で、これまでは、先ほどご説明がありましたけれども、教育推進計画、ビジョンですね。これと同じ内容を大綱として策定するという話がありました。今回、改定案では、現状ではイコールのものが、あえて整合性というふうに書いてあるんですけど、これはどういうことですか。

○窪田教育政策担当課長 おっしゃるとおり、教育委員会は首長部局から独立した行政機関ではございますけれども、区の区政としての一体性というのは当然持つべきでございますので、それぞれ全く別の考えを持って教育政策を進めていくということではないと考えておりますので、そこで整合性を保つというところかと考えてございます。

○牛尾委員 先ほどおっしゃったとおり、時の首長によって教育の在り方が全然違う方向になっちゃうというのはよくないというふうに思うんです。もちろん樋口区長がどう言っているわけではないですよ。そういった整合性といった場合、例えば区長の取組方針、今度の大綱がありますよね。この中身がどうこうと言っているわけじゃなく、これに教育のほうが合わせなきゃいけないというふうになってしまうと非常によろしくないと思うわけですよ。そこはちゃんと教育委員会、あとは執行機関、対等・平等の立場でこれをつくっていくというふうにしていかないと、時の区長の考え方によって教育方針が全然変わってしまうと、同じように整合性を合わせなきゃいけないというふうになって、教育委員会が考えていることというのが反映されなくなってしまうというようなシステムになっちゃうと非常によろしくないと思うんですけども、その教育委員会、教育の中立性・独立性を保つ担保というのはどこにあるんですか。

○窪田教育政策担当課長 こちら首長が策定する大綱につきましては総合教育会議で決定してございます。総合教育会議につきましては、首長とそれから教育委員会で構成されることになっておりまして、今回の大綱の案につきましても、区長と、それから教育委員、教育長と出席をいたしました会議で協議をして決定しているというところがございまして、その辺り委員おっしゃる担保というのはできていると考えてございます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 私、ちょっと反対の立場なんですけども、整合性を図るべきだと思っております。その上でご質問するんですけども、大綱のほうって、地域住民と子どもの関わりというところ、あるいは伝統文化を学ぶということが重要だというふうに書いてあるんですけども、こっちの基本的方向性には全くそれが入っていないんです。あえて言えば、グローバルに活躍する人材の育成、5番の最後のほうに伝統文化への理解促進というふうに書いてあって、こ

れはあくまでグローバル人材を育てるために伝統文化の理解が必要だというふうに読めるんですが、これだとちょっとあまりに大綱と離れ過ぎていないでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 ビジョンのほうの施策の方向性につきましては、項目名をお出ししているというところがございます。実際の文章の中では、地域全体で子どもを支えるですとか、そういったところについてはしっかり書き込む予定でございます。また、文化の点につきましては、ビジョンのほう教育や子育てに関するビジョンになりますので、なかなか文化そのものを詳しく書くというところは難しいかなと考えておるんですけども、教育の面で伝統文化に関する記載ですとか、そういったところは、こちらの5番のほうで記載をする予定でございます。

○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。

まず、牛尾委員のご指摘のところなんですけど、現状のほうは、大綱、ビジョンが重複しておりまして、まさに教育の中立性・独立性という意味で言うと、区長部局がつくったものとミックスした形で、今、現行はできています。これをあえて外して、独立でビジョンを教育委員会で作ろうというのが右側の改正後の図です。しかしながら、勝手につくるわけにはいかなくて、区長部局で定めた大綱の趣旨を踏まえた整合をしながら独立してビジョンを教育委員会としてつくるという形にしたということでございます。

それから、白川委員のご指摘のところの部分は、教育と文化ということで、教文宣言というのもありまして、大綱にも書かれているんですが、今、担当課長が申し上げた部分もそうなんですけども、主に文化と芸術の部分につきましては、これは地域振興部のほうで文化芸術プランというところで、さらにその分野別計画という形で掘り下げた形で示しております。ですので、ここの図には、申し訳ない、書いていないんですが、大綱の配下にはこの教育ビジョンと文化芸術プランがぶら下がって、両方ともにそれぞれ取り組んでいくというような立てつけになります。

○西岡委員長 今のを受けて、よろしいですか。

この中にはこども家庭センターのこととかはあれなんですよね、含まれないですよ。触れないんですよ。

担当課長。

○窪田教育政策担当課長 基本的な方向性の考え方として、記載はさせていただく予定でございます。

○西岡委員長 はい。よろしく申し上げます。

富山委員。

○富山委員 インクルーシブ教育についてお伺いします。昨今かなり話題にはなっていて、千代田区でも積極的に取り組むということなんですけれども、やっぱり当事者として、今すぐ始めるには少し精度が足りない部分もあるので、丁寧にインクルーシブを進めるという書き方をさせていただきたくて、それ以外のこういう支援もあります、こういった支援もありますという記載も加えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○窪田教育政策担当課長 ご意見ありがとうございます。ご意見の趣旨も踏まえまして書きぶりを検討させていただければと思います。

○富山委員 お願いいたします。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、（２）（仮称）千代田区子育て・教育ビジョンの概要について質疑を終了いたします。

次に、（３）保育所等における送迎バス等安全対策事業について、理事者からの説明を求めます。

○湯浅子ども支援課長 保育所等における送迎バス等安全対策事業につきまして、教育委員会資料3に基づきご報告をさせていただきます。

こちらの事業目的でございます。令和4年9月に発生いたしました園児置き去り事故を踏まえた緊急対策といたしまして、東京都の補助制度を活用し、子どもの安全・安心を確保するための取組でございます。

事業概要でございます。大きく二つございます。一つ目が、①送迎バスの子どもの置き去り防止につきましての対象事業でございます。こちらは置き去り防止に係る経費、いわゆる安全装置などに係る機器等の経費でございます。

二つ目、②番です。その他の置き去り事故防止・午睡時の事故防止、こちらにつきましては、一つ、送迎バス以外の事故防止に係る経費、こちらはICTなどを活用した見守りサービスなどがございます。もう一つ目が、（２）午睡等の事故防止に係る経費、こちらはベビーセンサーなどを対象としてございます。

対象施設でございます。こちらは表に記載のとおりでございますが、区立園も含む内容となっております。

こちらの本事業でございますけれども、先ほど東京都の補助事業と申し上げましたが、こちら補助率10分の10で対象となっております。

3番目、区の実施内容です。区立施設も対象となるということでございますので、区立保育園及び区立のこども園、全部で6園、こちらを全て対象としてございます。

実施予定内容でございますが、一つ目の送迎バスの子どもの置き去り防止につきましては対象となる事業がございません。いわゆる送迎バスなどを保有していないというところで対象になるものがございません。

二つ目、その他の置き去り事故の防止・午睡の事故防止につきましては、送迎バス以外の事故防止に係る経費、こちらはICTを活用したサービスなどを現在検討はしているところでございます。二つ目の午睡等の事故防止に係る経費、こちらにつきましては令和5年度ベビーセンサーを導入することで、現在、事業を進めてございます。

導入内容につきましては裏面をご覧ください。各園の0歳児クラスの人数、いわゆる定員分の人数に午睡体動センサーというものを導入させていただきます。導入台数及び園につきましては、こちら表に記載のとおりでございます。

二つ目、私立保育所等でございますけれども、対象施設、こちらに記載のとおりでございますが、全部で千代田区内69施設でございます。補助予定施設でございますけれども、一つ目の送迎バスの子どもの置き去り防止につきましては、こちら区立施設と同様に対象となる車両などが無いということで、実施予定施設はゼロとなっております。

二つ目のその他の置き去り事故防止・午睡時の事故防止につきましては、送迎バス以外の事故防止に係る経費につきまして24施設、午睡等の事故防止に係る経費につきまして

は7施設でございました。導入を行わない理由でございますけれども、こちら表の下に書いてございますが、既にこちらの対策などを導入している。もしくは目視による現在の対応で安全対策が構築できている。いわゆる施設などがあまり広くないというところで目視で可能だというようなところの理由でございました。

最後に、本事業に係る補助対象期間でございますが、令和6年3月31日までとなっております。しかしながら、次年度、令和6年度以降も本補助を継続するかどうかというところは、現在、東京都で審議してございまして、次年度もし補助事業が実施されれば引き続き活用していきたいと考えてございます。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 私立園では送迎バスを導入しているところはあると思うんですけども、その園については既に安全装置が導入されている、設置されているということでいいんですか、確認なんですけど。

○小玉子ども総務課長 私立園につきましては子ども総務課所管でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今、委員長からご指摘いただきました私立園につきましては、ご認識のとおり、既にもう導入をされていまして、1園なんですけれども、そちらのほうでもう既に行っていると。

○西岡委員長 送迎バスですか。

○小玉子ども総務課長 はい。送迎バスです。

○西岡委員長 あ、そうですか。はい、分かりました。安心しました。

何かございますか。説明が終わりました。すみません。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 二つ、送迎バスは確かに保育園は持っていないんで対象の事業がないとなるんですけども、でもバスを利用した、例えば遠い園庭に行くとか、そういったこともやっぺらっぺらじゃないですか。あとはもう終わりますけれども、お茶小のああいっただことがあった場合、毎日バスを利用するということもあるわけじゃないですか。そういった際の安全確認というのはどうなっているかどうか一つ。

もう一つは、午睡時の事故防止によって、この目視による現在の対応で安全だと。でもやはり念には念をとということで導入したらどうかというのは一言言ったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そこだけお願いします。

○湯浅子ども支援課長 すみません。まず1点目でございます。保育園などの遠足におけるバスの利用につきましてご回答をさせていただきます。

こちらにつきましては、令和6年度から、いわゆる安全装置がついているバスを借り上げるという形で仕様書のほうにうたう予定でございます。また、借り上げのバスでございますが、基本的には運転手が一緒に同乗しておりますので、ほぼ運転手さんはバスから離れないで中に待機しているような状況もございまして、一応仕様書のほうには記載するという形も念のため取っているところでございます。

それから二つ目ですけども、もちろん万が一ということもございまして、そういったところではぜひお勧めをするということもご意見として賜りましたので、施設のほうにも伝えていきたいと考えてございます。

○大塚学務課長 1点目のご質問についてお答えします。

お茶の水小学校・幼稚園の現在仮校舎・園舎への送迎バスでございます。もう既に置き

去り防止の安全装置を1学期のうちに装備しているところでございます。従前から乗務員、添乗員による置き去りがないように安全対策としてダブルチェックはかけているところでございます。また、校外学習や宿泊行事など、バスを運行する際には、仕様書に十分な安全対策、防止対策について具体的に取るように仕様書で指示をして契約を結んでいるところでございます。よろしくお願ひします。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○えごし委員 区立施設に導入予定のICTを活用した見守りサービスとかベビーセンサー等、この経費、設置経費とかもあると思うんで、維持費というか、運用していく上での維持経費も入っているんでしょうか。

○湯浅子ども支援課長 こちら、維持経費については、いわゆるランニングコスト的なところは入ってございません。

○えごし委員 維持経費とかはかかる形で、これはもう園とかで出していくという形でしょうか。

○西岡委員長 区が負担するということですか。

○えごし委員 どっちかなという。

○湯浅子ども支援課長 実際に、例えば機器を借り上げたりですとか、そういったところは想定しておりませんので、一度導入してしまえば、いわゆるその機器を使うには、ほかの付随するシステムなどを活用する場合はありますけれども、基本的には電気代ですとか、そういったところぐらいのランニングコストしかかからないのかなという認識でございます。

○えごし委員 なるほど。例えば見守りサービスのそういうサービスとかの、そういう、何だろう、経費とかというのは特にないということですよ。

○湯浅子ども支援課長 そのように考えてございます。

○えごし委員 分かりました。

○西岡委員長 導入コストを都が補助してくれるという……それも、国からもともと出ているものですよ。というところで、10分の10を補助するということですよ。よろしくお願ひします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、（3）保育所等における送迎バス等安全対策事業について質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 11時51分休憩

午後 1時09分再開

○西岡委員長 委員会を再開いたします。

次に、（4）令和5年度体力調査（都）の結果について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、令和5年度東京都体力調査の結果について、教育委員会資料4-1及び4-2に基づき報告をいたします。

まず、資料4-1、項番の1、対象、項番の2、調査項目、項番の3、実施期日につき

ましては資料記載のとおりとなっております。

また、項番の4、調査結果の詳細につきましては、資料4-2、東京都と千代田区の比較も併せてご確認ください。なお、資料4-2のほうは大変ちょっと見づらくなっておりますが、ご了承いただければと思います。

まず、4-2について、表の見方をご説明いたします。表面が男子、裏面が女子となっております。また、資料中の表の上段が東京都の結果の数値であり、全国と比較して上回っているものを青字、下回っているものを赤字で示しております。また、表の下段が千代田区の結果の数値であり、東京都と比較して上回っているものを青字、下回っているものを赤塗りとしております。表の右下部分、体力合計点を見ますと、小学校は男女ともに青字となっていることから都の平均を上回っております。中学校では男子3年生が東京都の平均を上回り、中学校女子は1、2年生が東京都の平均を上回っております。全ての項目、種目の詳細につきましてはご説明できませんけれども、ここで課題があると考えられる種目を中心に幾つかご説明いたします。

種目ごとに見てみますと、小学校の多くの学年で東京都の平均値より低かった種目、赤塗りの部分になりますけれども、これは上体起こし、長座体前屈であり、筋力や柔軟性に課題があるということができます。中学校の多くの学年で東京都の平均より低かった種目は、20メートルシャトルラン、ハンドボール投げであり、全身持久力や投力、巧緻性に課題があると言えます。多くの学年で東京都の平均よりも高かった種目につきましては、立ち幅跳びや反復横跳び、50メートル走であり、跳躍力や敏捷性、走力が全体的に千代田区の児童・生徒は高いということが言えます。これらは千代田区の小中学生には肥満傾向の児童・生徒が少ないということからも、跳躍力や敏捷性等に優れているという推察がされます。

今後の対応についてです。資料4-1裏面、項番の5にも記載をしておりますけれども、各学校には東京都から結果が送付されております。各学校には、この結果を受け、体力の向上につながる取組を推進できるよう、教育委員会といたしましても、学校・園の取組を支援、助言してまいります。また、全校園でコオディネーショントレーニングに取り組んで2年目を迎えております。委託事業者による抽出校、抽出園での効果測定によりますと、一定程度の効果が見られているという結果も出ておりますので、今後も継続的に取り組んでまいりたいと思います。

本件についての説明は以上です。

○西岡委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、令和5年度体力調査（都）の結果について質疑を終了いたします。

次に、（5）令和4年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について、理事者からの説明を求めます。

○山本指導課長 続きまして、令和4年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について、教育委員会資料5に基づき報告をいたします。

まず、資料上段、「いじめ」の状況についてです。小学校におけるいじめの認知件数は、

令和3年度の14件から令和4年度の29件と増加しております。また、小学校のいじめの解消率は71.4%から82.7%と上昇いたしました。中学校・中等教育学校におけるいじめの認知件数は、令和3年度の8件から令和4年度の7件と減少いたしました。また、中学校、中等教育学校のいじめの解消率につきましては62.5%から57.1%と低下いたしました。

いじめの態様は、冷やかしやからかい等の言葉によるものが最も多くなっており、発見のきっかけは、当該児童・生徒の保護者からの訴えが最も多く、次いで本人からの訴えの順となっております。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けた取組といたしまして、触れ合い月間の実施、いじめの認知に関する啓発、スクールカウンセラーと担任が協力した授業の実施、小学校におきましてはスクールライフサポーターによる丁寧な見守り等を行っており、いじめ防止対策推進基本法におけるいじめの定義に基づく適切な認知ができるように努めております。また、いじめの解消に関しましては、いじめに係る行為が3か月停止すること、被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこととし、学校と共通認識を持って、安易に解消とせず慎重に対応しているところでございます。

次に、資料の中、下段、不登校の状況についてです。小学校の児童の不登校の推移は、令和3年度43名から令和4年度の44名と増加いたしました。出現率につきましても1.3%から1.4%と上昇しております。中学校、中等教育学校における不登校生徒の推移は、令和3年度の62名から令和4年度の68名と増加しております。出現率が3.6%から4.1%と、前年度と比較いたしますと0.5%増加をしております。

この不登校の要因につきましては、全校種において不安、無気力、そして家庭の問題が多くなっております。しかしながら、これは国や都の回答項目であり、千代田区ではより子どもたち一人一人の詳細について把握し、その対応ができるよう学校に対して定期的にヒアリングを行っているところでございます。不登校の未然防止に当たりましては、hyper-QUの実施。学級経営支援アドバイザーを講師とした分析。スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生、中等教育学校の1年生、4年生の全員面接等を行っております。

また、令和元年10月に発出されました文科省からの通知、不登校児童・生徒への支援の在り方についてに記載のとおり、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室等の関係機関が連携いたしまして、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指し対応に取り組んでいるところでございます。今後は、校内におけるスペシャルサポートルームの開室、白鳥教室の機能拡充、東京都の施策でありますバーチャルラーニングプラットフォームの活用など、様々な理由により不登校、または不登校傾向になっている児童・生徒に対して支援できるようにしてまいります。

本件についての説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

これ、この後すぐ出てくる保健福祉部所管のひきこもりに関するアンケートの中でも、やはりひきこもりの期間というところで、ちょっと今同じ委員会なので言いますが、客観的なひきこもりの定義に該当する当事者の理由というのが、不登校とかというのが理由にまず入っているんですね。だからここでやっぱりこの段階で解決できていないと、社

会との将来的な交わりが低下してしまうので、もうここで食い止めるというところ、解決していく、そのグレーゾーンをなくしていく、ゼロか100かじゃなくて、このデジタル化するってすごい難しいとは思いますが、やっぱりここでしっかり社会との交わりを今後低下させないための工夫をしていく、その食い止めるための施策が何だろうって、すごく、いつも思うんですよね、この数字が出てくると。だから食い止める解決策というのは具体的にどういうものがあるのか、ちょっと改めて説明していただいてもいいですか。

○山本指導課長 ただいま委員長からご指摘いただきました。今後ひきこもりとなってしまいうケース、そこを食い止めるために、まずは小学校、中学校、中等教育学校段階からしっかりと手だてを打っていきたくと。その施策の一つとして、来年度以降スペシャルサポートルームの開室。それによって、なかなか教室には入れないお子さんが学校とつながる。そして適応指導教室である白鳥教室の機能拡充で、なかなか白鳥教室の教室の中に入れないお子さんも個別の勉強室で学習することができる。さらに、なかなか社会とつながりにくいお子さんに対しましても、バーチャルラーニングプラットフォームを活用して、友達ですとか様々な大人との関わりを持つというところで、来年度以降しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○西岡委員長 はい、分かりました。

ほかにございますか。

○えごし委員 まず、この小学校のいじめの状況の認知件数が令和3年から令和4年で2倍ぐらいに上がっていますけれども、これは要因はどういうことがあると考えられていますでしょうか。

○山本指導課長 それぞれ個々のケースにつきまして、それぞれの学校から原因ですとか対応ですとか、そういったところ、一人一人の状況について報告をいただいているところです。この29名の児童につきましても、それぞれの原因であったりというところの細かいところはそれぞれ異なりますので、そのお子さんに合った対応をしていくというところで学校と連携しているところでございます。

○えごし委員 この認知件数が上がったということの要因というか、何というのかな、いじめの要因ではなくて、この認知件数が上がった要因をどう考えられているのか。例えば、ちょっと相談しやすい環境ができたとか、先生方がより一層子どもに対していろいろと話を聞くようになったとか、何かどういう要因があると考えられているのか、お聞かせください。

○山本指導課長 大変失礼いたしました。今、委員おっしゃっていただいたとおり、各学校では子どもたちにしっかりと寄り添い話を聞く体制を構築しております。また、教育委員会といたしましても、いじめの認知に関する啓発、先ほどもお話をさせていただいたところをしっかりとやっているつもりでございます。そういったところから、いじめを決して隠さずにしっかりと学校組織として対応していくというような認識が広がったものというところも一つあるんじゃないかというふうに考えております。

○えごし委員 本当に今までも気づかれないで陰に隠れていたお子様とかもおられると思うので、そういう意味でこういうふうに、認知件数は少ないほうがいいのは確かなんですけど、この気づかれなかった部分がだんだん気づけるようになってきたという部分はありがたいと思いますし、また子どもたちとのコミュニケーションというのがすごい大事だと

思いますので、また引き続き続けていただきたいと思います。

あと1点、解消件数のところで、令和4年度は24件で、認知件数は29件ということで、5件はこれまで解消されていないのかなという、これは小学校ですけど、中学校に対しても7件の認知に対して3件解消されていない。この解消されていない分については、例えばちょっと次年度にまた解決したのものもあるのか、またはそのまま解決できずに、そのまま継続というとなんですけど、そうなってしまっているのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○山本指導課長 まず1点目の認知件数につきましては、本当におっしゃるとおり、しっかりと学校が認知をし、発見をし、それに対して確実に対応していくというようなところで、そういったお子さんが少しでも減るように学校も教育委員会も引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。また、2点目の解消件数と認知件数の違いのところですけども、おっしゃるとおり、その年度に解決しない場合には翌年度も継続案件として引き続き我々としても把握をしているところです。翌年度になり解消というようなケースも多々ございます。

○えごし委員 すみません。解決できなかった部分に関してというのは、どういう対応をされているのか、お聞かせください。

○山本指導課長 その年度内に解決できなかったお子さん、これは翌年度の継続案件というふうなことになりますけれども、まず、校内で担任だったり替わる場合、あるいは進級に伴う場合、そこについては学年をまたいで確実に、あるいは学校をまたいで確実に引き継いでいくようにしております。さらに翌年度以降も、これは毎月個票というものを出示してもらっておりますので、それをしっかりと出していただきながら、我々も把握し、しっかりと学校でも継続して対応して下さっているというふうに認識をしております。

○えごし委員 ありがとうございます。次年度になってそういう担任が替わったりとかしたところを今対応していただいているという話だったので、またそこは引き続きしっかり進めていただければと思います。ありがとうございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。いいかな。

はまもり委員。

○はまもり委員 不登校のほうなんですけれども、不登校のきっかけ、あと回復のきっかけ、その辺が分かれば教えてください。

○山本指導課長 まず不登校になってしまうきっかけ、これは文科省であったり東京都の調査によりますと、先ほども申し上げました、不安、無気力、そして家庭の問題というふうなものが上位を占めております。ただ、我々としたしましては、この不安、無気力という言葉では片づけられない、その中にも様々な要因があるであろうというふうに認識しておりますので、例えば不安、無気力で不登校になってしまったお子さんに対しても、学校にヒアリングをすることで、では何が不安だったのか、どうして無気力になってしまったのか、そういったところを個別に聞き取りをしているところでございます。その理由の詳細につきましては、本当に個々それぞれ十人十色というようなところで把握しております。

○はまもり委員 回復のきっかけも。

○山本指導課長 大変失礼いたしました。不登校が解消するきっかけ、これも様々あると思いますけれども、例えば、学校、担任や担任以外の教職員が粘り強く家庭や本人とやり

取りをした。スクールカウンセラーと継続的に相談をしている。そして、例えば白鳥教室に行っているお子さんも、年度の切替えて一度解消ということになりますので、そのタイミングで新年度から学校に通えるようになった、そういったケースもございます。

○はまもり委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

あと、個別に対応していただいているということなんですけれども、生徒の何かシートなどをつくって、それが将来的には解消されるまでつづられていて、また委員長から先ほど指摘がありましたけれども、保健福祉のほうにも引き継がれているとか、そういった連携はされているのか、シートをつくっているのか、その辺を教えてください。

○山本指導課長 この学校とのヒアリングにつきましては昨年度末から始めておりまして、今年度も1学期、2学期と継続して行っております。継続して行っている都合上、我々もしっかりと把握しておきたいというところから、指導課内ではカルテ的なシートは作成しております。ただ、それが今後他部に連携していくとかというところまではまだできておりませんので、今後検討してまいりたいと思います。

○はまもり委員 はい。お願いします。

○西岡委員長 副委員長。

○おのでら副委員長 いじめの件数についてなんですけれども、都の平均を見ると大体前年から1割ぐらい上がっているところをやっぱり2倍になっているというのはちょっと気になるころではあるんですけども、一方で、このいじめの、何というんですかね、内容についてなんです、いじめ防止対策推進法に規定される重大事態に該当するようなケースというのはあるのでしょうか。

○山本指導課長 まず、重大事態に関しましては定義として2点あるかというふうに認識しております。まず1点目が、生命、心身や財産に重大な被害が及ぶとき、それから相当の期間学校を欠席することが余儀なくされるときというような二つの定義があるかなというふうに認識してございます。そこについて、現在、発生中のものも含めて、それに当たるかどうかということについては、今しっかり精査しているところでございます。

○おのでら副委員長 精査して初めて分かるものなんですか。

○山本指導課長 いじめの重大事態につきましては、学校の中、あるいは地域の方等も含めての組織ですけれども、健全育成サポートチームというものが各学校にございます。そちらのほうで、まずいじめについて、状況ですとか、そういったところをしっかりと確認していただいた上で、これは重大事態に当たるのではないかという案件について教育委員会に報告があるというような流れになってございます。

○おのでら副委員長 はい、分かりました。

○山本指導課長 この表に記載の3年度、4年度、ここ数年に関しましては千代田区においては重大事態と認定されているケースはございません。

○西岡委員長 はい。

富山委員。

○富山委員 不登校についてお伺いします。この令和3年度、令和4年度、それぞれ数字が出ていますが、この中にスペシャルサポートルームや白鳥教室に行っている方は数えられていますか。

○山本指導課長 まずスペシャルサポートルームにつきましては、同等の機能を有するス

ペースが、ここ最近になりまして、小学校2校において開室されております。1校ではお子さんが、日によって、時間帯によって違いますけれども、3名から5名程度。またもう1校、私も先日見てまいりましたけれども、そのときには2名のお子さんがこのスペシャルサポートルームで学んでおりました。また、白鳥教室に関しましては、正確な数値は今ちょっと手元にございませんが、年度終わりの状況で、昨年度は30名ちょいだったような記憶がございます。

○富山委員 すみません。この令和4年の44人、令和3年度43人の中にそれらの人数が加えられていますかという趣旨の質問だったんですけども、というのも、昨今、不登校は選択的不登校や選択的自主学習という名前でも呼ばれておりまして、この令和の時代だと、つい数年前までステイホームな自宅学習などと言われていましたように、自宅で学習できる設備も備わってきましたので、いじめなどの問題を抱えて不登校の子はもちろんその問題を解消してあげて不登校じゃなく、させてあげる必要もあるかと存じますけれども、それ以外の無気力の子をわざわざ学校に行かないと勉強できない状況にしていることに問題があると思っています。この不登校の児童・生徒数に白鳥教室やその他の支援制度を使って登校している生徒を加えているなどとしたら、それは少し違うのかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○山本指導課長 例えば、昨年度、令和4年度の不登校児童・生徒数、小中学校を合計いたしますと112名となるかと思えます。この不登校の定義といたしまして30日以上欠席というところで我々は捉えております。例えば、この白鳥教室に通っているお子さん、最終的には校長先生のご判断にはなりますけれども、基本的には白鳥教室に通室した日には出席扱いとなります。なので、白鳥教室に通っているお子さんが必ずしも全員が不登校児童数としてカウントされているというわけではございません。

それからもう一点、様々な理由により欠席、不登校状態となっているお子さん、そういったその理由に、我々といたしましてもしっかりと対応できるように、来年度以降、様々な学びの場であったり、それぞれのお子さんの居場所だったり、そういったところを構築していきたいというふうに考えております。

○富山委員 確認だけさせてください。ということは、白鳥教室などに通っている生徒のうち30日以上欠席している場合はこの生徒数に加えられていて、そうでない場合は加えられていないということでしょうか。

○山本指導課長 学校のほうの欠席日数、白鳥教室も含めての出席日数ですけれども、その欠席日数が30日を超えるとというところで初めて不登校児童・生徒のカウントにされますので、白鳥教室に通っているから不登校児童・生徒数のカウントになっているということではございません。ということで大丈夫でしょうか。

○富山委員 はい。ありがとうございます。

○西岡委員長 納得できたかしら。納得できなかつたらいいですよ、質問して。

○富山委員 はい。すみません。

○西岡委員長 じゃあ、富山委員。

○富山委員 すみません。確認させてください。ということは、学校以外で白鳥教室に行っている場合でも、毎日白鳥教室に登校、毎日ではなくても登校できていれば、この生徒数には加えられていなくて、小学校や中学校等で数えられた日数が超えていれば、この児

童・生徒数に加えられているという認識でよろしいでしょうか。

○山本指導課長 大変申し訳ございません。白鳥教室に毎日行っている児童・生徒に関しましては出席の扱いと基本的にはなりません。そうしましたら、白鳥教室のほうから何日間白鳥教室に通いましたという報告が学校に行きます。学校でその日数は出席の扱いとなります。なので、白鳥教室に毎日通室しているお子さんに関しましては、基本的には学校のほうでも欠席扱いにはなっていません。で、大丈夫でしょうか。

○富山委員 分かりました。ありがとうございました。すみません。

○山本指導課長 失礼いたしました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 まず、私はいじめの状況のほうで、その発見のきっかけが保護者からの訴えが1番と、続いて本人からの訴えとあります。この件数はどれぐらいかと分かりますか。

○山本指導課長 その数値もしっかりと確認はしているんですけども、すみません。ちょっと、今、手元に資料がないので、今お答えすることができません。大変申し訳ありません。

○牛尾委員 じゃあ、覚えている範囲でいいんですけど、大体割合としてはどれぐらいか。

○山本指導課長 大体の割合で大変恐縮なんですけれども、保護者からの訴えが大体6割とか、本人からの訴えが3割とか、あとは周りからの友達の訴えとか、そういったところが若干数というふうに記憶しております。

○牛尾委員 ありがとうございます。ちょっともちろん本人から、お母さん、お父さんにこういうことをやられたということで訴えることも当然あるでしょう。もう一つ、本人からの訴えということは、先生なり、スクールライフサポーターなり、支援員の方なりに言うと思うんですけども、やはり本人から先生や学校の皆さんに訴えやすい雰囲気があるのかどうかというのはちょっと気になるころではあります。一方、先生の側が発見するということもあるんですか。

○山本指導課長 まず、委員おっしゃっていただいたとおり、本人から訴えやすいというような担任、あるいは学校の教職員と子どもたちとの信頼関係、この構築がまず大事かなというふうに思っております。何かあったときにはすぐ担任、あるいは学校の教職員に話ができるというような信頼関係だったり、場や時間の構築というのがまず大事かなというふうに思っているところです。また、2点目の担任のほうが少しこれはちょっと様子がおかしいなというようにお子さんに声をかけて発見できたというようなケースも当然ございます。

○牛尾委員 そちら辺は、今、課長がおっしゃったとおり、やっぱり先生と子どもたちとの信頼関係の構築、それはしっかり教育委員会としても見ていていただきたいということと、やっぱり先生もやっぱりたくさんのお子さんがいらっしゃるので、一人一人に目が行き届くということにはなかなか大変な状況もあると思うんで、そこはやっぱり先生たちの子どもたち一人一人に目が行き届くような労働環境の整備というのをしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。これは意見として受け止めてください。

もう一つは不登校の状況ですけども、これ、先ほど富山委員とやり取りしていましたが、不登校の状況が増えていると。で、教育委員会としてはこの不登校の状況をどうしていこうと考えているのか、要するになくしていこうというふうな考えなのか、それ

とも目標を持ってどうしようということなのか、そこについてちょっとご意見を聞かせていただけますか。

○山本指導課長 まず、1点目のいじめのほうにつきましては、そういった信頼関係が持てるような時間的な余裕、それから人的な配置についてもしっかりと対応していければなというふうに考えているところです。

また、不登校のほうにつきましては、必ず学校でという認識ではなく、様々な状況のお子さんの中で、それぞれのお子さんが自分が居心地のよい安心して学ぶことができる、またほかの他者と関わる場を構築していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○牛尾委員 私もそのように思うんですけども、要するに担任の先生が自分のクラスから不登校が出ちゃったということでプレッシャーを受けて、そういったことがないように、やっぱり子どもたち一人一人様々ないろんな場所で学ぶ権利があるんだというようなことを、先生が自分のクラスからそういった子が出ちゃったというふうな負い目を感じないような手だてが必要だと思うんですよ、これはね。もちろんその学校に来てみんなと学ぶというのが一番なんです。だけれども、やはり先ほどやり取りがあったとおり、やはり一人白鳥教室で学ぶことが本当にその子にとって一番いいという場合もあるし、フリースクールに通うことが一番ということもあるだろうし、学校に行ったけれども、ほかのクラスと交わずにそういった教室に行くのが一番だという子もいるだろうし、様々な子がいるということで、担任の先生もそうした目で子どもたちを見ていけるような、何とかな、教育環境の整備というかな、そういったことをお願いしたいんですけども、いかがですか。

○山本指導課長 教育委員会といたしましては、各学校に対して、まずは不登校の定義だったりですとか理由だったりですとか、そういったところを子どもたち一人一人の、あるいは保護者の思いに寄り添いながら確実に把握していくこと、その上で学びの場、様々な学びがあるというようなところ、様々な関わりの場があるというところ、そういったところもしっかりと保護者や当該の児童・生徒に周知ができるような体制を構築していきたいというふうに考えております。

○西岡委員長 これは、前は感染症対策で、話は違いますけど、リモートでも授業を受けられるような状況というのは、今はもうなくしてしまっているんですか。そういう選択性というのは今は取られていないんでしょうか。

○山本指導課長 今現在もリモートによるオンライン授業に関しましては、教科にもよりますけれども、というのは実技教科ではなかなか難しいところがありますが、いわゆる教室の中で行う座学的な授業ですとか、そういったところについてはリモートでの授業も提供しております。

○西岡委員長 そこは選択できるということでよろしいんですね。

○山本指導課長 お子さんによってはそういった選択をしているお子さんも、現にいらっしゃいます。

○西岡委員長 あ、いらっしゃるんですね。分かりました。柔軟な対応を引き続きよろしくをお願いします。

ほかにもございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（５）令和４年度千代田区における児童・生徒のいじめ、不登校の実態について質疑を終了いたします。

以上で子ども部の報告を終わりました。保健福祉部の報告に入ります。

保健福祉部（１）ひきこもりに関するアンケート調査の結果について、理事者からの説明を求めます。

○山内福祉政策担当課長 それでは、私から、ひきこもりに関するアンケート調査の結果についてご報告をさせていただきます。保健福祉部資料１をご覧ください。

資料につきましては、本日、報告書、冊子形式のものを参考資料としてつけさせていただいておりますが、A3横のもの、内容をまとめたものがございますので、そちらのほうでご説明のほうをさせていただきます。

本調査でございますが、本年６月の当委員会でご報告させていただきましたように、区民歯科健診のご案内に調査のチラシを同封して、７月末までの期間で実施をしたものでございます。

回答方法につきましては、ウェブでの回答を基本といたしておりますが、ウェブでの回答が難しい方につきましては紙の調査票もご用意してご回答いただいたものでございます。

また、参考といたしまして、在宅支援課で実施しております「こころとからだのすこやかチェック」にも、今年度初めてひきこもりに関する項目を追加して調査の実施をさせていただきました。そちらの結果につきましても、課題の抽出や対策の参考とするため報告書に合わせて記載をさせていただいております。

今回の報告書でございますが、こちら、資料１の左半分になりますが、こちらひきこもり当事者、家族等ひきこもり関係者、その他と三つに分けさせていただいております。ひきこもり当事者というのは、ご本人が自分はひきこもりですということでご回答いただいた方。また家族等ひきこもり関係者につきましては、ご家族や知り合いにそういった方がいらっしゃる方。その他につきましては、そういった方がご自身の周りにもいらっしゃらないという方になります。

また、ひきこもり当事者でございますが、こちらの表の下のほうに書かせていただいておりますが、厚生労働省で示している定義とは異なっておりまして、ご本人の意識がそういった方ということで該当者とさせていただいております。

では、表のほうのご説明のほうをさせていただきます。

まず最初は、ひきこもりに関する調査や窓口についての認知度でございます。こちらについては、国等におきましても調査を行っているものでございますが、国の調査につきましてはおおよそ半数の方はご存じでした。しかし、区の相談窓口については３割強の方がご存じと。また支援内容につきましては、さらにその半数の方しかご存じないというご回答でした。

次に、その下に移りますが、ひきこもりの方の状況に関する項目でございます。当事者からの回答では、年代的には中高年の方が一番多かった形となっております。住まい方としては一人暮らしをされている方というご回答が多くなってございます。関係者の方のご回答になりますと、ひきこもりの方と同居されていない方ということで、そういった形が一番多いということで、一人暮らしをされている方が多いというご本人からの回答と

同じような結果ではございますが、年代的には割と若い方が多いということで関係者の方からはご回答いただいております。この相違につきましては様々な要因が考えられますが、一つには若年層の方の回答が少なかったのかなということで推測されます。

また、ひきこもりのきっかけでございますが、先ほども話に出ておりましたけども、不登校、退職や休職、人との関わり方を挙げる方が非常に多いということになってございます。また、関係者の方からのご回答ということでありますが、若年層におけるひきこもりの長期化傾向が疑われるような状況となっております。

さらに、表の下のほうに移らせていただきます。生活上の不安やニーズという項目でございますが、不安に思っていることとして、身体的、精神的な健康面、また収入・金銭面に対する不安が当事者、関係者とも共通して多く挙げられている状況でございます。また、当事者の方につきましては、コミュニケーションに関する不安というのを非常に感じられている方が多いというような結果になってございます。

また、必要な支援としてどういうものを求められているかということでございますが、こちらにつきましては、就労に関する支援というのを希望される方がご本人、関係者とも多くなってございます。また、当事者の方は当事者の個別相談、関係者の方は関係者の個別相談というニーズが比較的高くなってございます。こちらが集計から見えるということできっかりとした傾向でございます。

そこから考えられます課題でございますが、表の中ほどになります。対応すべき課題ということで、大きく二つ、ひきこもり・支援の周知、もう一つ、ひきこもり支援の充実ということで、より一層の周知の必要性和ニーズに合わせた支援メニューの充実が課題ではないかというふうに考えられます。

こういった課題に対応していくため、表の右側になりますけども、対策といたしまして、今まで以上に様々な手段を活用して当事者や関係者へ情報を届けるということが非常に重要になってくると考えられます。また、地域社会におけるひきこもりに関する普及啓発につきましても同様に必要ではないかと考えてございます。そのため多くの方に目につくように、また意識に残るように、周知の在り方や地域における勉強会の実施など、これまで実施してきているものをさらに継続、充実を図ってまいりたいと考えてございます。また、ひきこもり支援の充実でございますが、こちらにつきましては、よりアプローチしやすいと思われるご家族の方への支援の充実をまず図ってまいりたいと考えております。こちらにつきましては、現在も実施しておりますセミナーや個別相談会の回数、場所の見直し等を図り、家族から相談しやすい環境をつくり、またそこから当事者の方へさらに支援をつなげていくというような流れを構築できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、ニーズの高かった就労支援でございますが、こちらにつきましては、リアルな就労支援体験というところはもちろんでございますが、最近是在宅ワークとか、そういったことも非常に多くなってございますので、そういったものも含めてどういったものがあるのかといったところをしっかりと検討し、対策として取り上げてまいりたいと思っております。また、表のほうに書いてございますが、就労支援センターと連携しながら、そういった短期就労とか、そういったものについてもできないかどうかというところを現在検討しているところでございます。また、関係者間の連携の強化というところでございますが、

現在も関係機関と連携して行っているところでございますが、個々の対象者、そういったものの情報交換も含めて、対応も含めて、一層対応のほうを図ってまいりたいというふうに考えてございます。また、その中で研修会や事例検討会などができればというふうに考えてございます。

中長期的な取組の方向性といたしまして、右側のほうに三つ挙げさせていただいてございます。ひきこもりにつきましては、かなりいろいろな複合的な要因、あとはそういった複合的ないろんな課題を抱えている方がたくさんいらっしゃるということもでございます。また、今回のアンケートの結果にもございますが、不登校からのということもございますので、まず学齢期からの継続的な支援ということで、子ども部のほうと、教育委員会のほうとしっかりと連携を図って、切れ目のない支援、また早期のひきこもりの解消ということに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、医療的支援への接続ということで、ひきこもりという、そういった状況だけではなくて、そういった医療的な支援が必要な方もいらっしゃるということで、そういったところの接続についてもしっかりとやってまいりたいというふうに考えてございます。

また、③複合的な課題を抱える方への支援ということでございますが、こちらにつきましては、今後いろいろな関係機関合わせまして、いろいろな角度からいろんなメンバーで支援のほうをやっていきたいというふうに考えてございます。

なお、今回のアンケートの結果でございますが、今日こちらご報告させていただいて庁内のほうの整理をした後、今月中にホームページのほうに掲載のほうをさせていただければというふうに予定してございます。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。

今、課長からも話がありましたとおり、参考資料の報告書の案は委員と理事者限りといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○はまもり委員 定義については自己申告なので、今回は厚労省のものではないということなんですけれども、区としてはどの定義を使っていくのか、また対象の年齢はどうなっているのか教えてください。

○山内福祉政策担当課長 定義につきましては、基本的には厚労省の定義に沿って対応していきたいというふうに考えてございますが、もちろんご本人からそういったご要望とかあれば、当然そういったご要望に沿いながら相談、対応のほうをしていきたいというふうに考えてございます。それと……

○西岡委員長 年齢。

○山内福祉政策担当課長 年齢につきましては、今、私も15歳から、いわゆる義務教育が終わった段階からということになってございますので、子ども部のほうでは18歳までということなので、その3年間はダブるような形でということで、うまく取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○はまもり委員 15歳以降というところになると、で、出現率については国であったりいろんな調査は1.5%から2%ぐらいというふうになっていると思いますが、そうすると区では対象の人数規模が大体どれぐらいの人数になると想定していますか。

○山内福祉政策担当課長 今、委員がおっしゃられたように1.5から2%ということで、最大1,200人ぐらいかなというふうに見込んでございますが、地域の特性ですとか、いろいろございますので、実際の数についてはちょっと、もうこの数字ですというのはなかなかすみません、出しづらいところでございます。申し訳ございません。

○はまもり委員 ありがとうございます。3桁後半から4桁前半、1,200人ぐらいまでの間かなというところだったと思います。今回5万件ぐらいのアンケートを送っていただいて、実際のひきこもりである方が41名と考えればいいんですかね、回答としては。この結果についてはどのように捉えていますか。

○山内福祉政策担当課長 今回は委員がおっしゃられたように5万7,000件ぐらい対象者へお送りさせていただいたんですが、なかなか回答率が低いといえますか、回答があった数が少なかったもんですから、その中で関心のある方ということでこういった数字ということですので、330件ぐらい返ってきた中で、おおよそ本人とおっしゃっている方が11ということで、あとは関係者でいらっしゃるということですので、割合としては非常に高くはなっておるんですけども、本当に氷山の一角なのかなというふうに捉えていますので、またちょっとこちらについては今後いろんなところからやりながらちょっと調べていきたいなというふうに考えてございます。

○はまもり委員 課題認識としては同じかなと思うんですけども、そうすると、対応すべき課題のところを今書いていただいているんですけども、認知度向上の前に、実態の把握というものも非常に重要なのかなと思っています。なかなかアプローチが難しいとは思うんですけども、この実態の把握をやる上で、世田谷区とか江戸川区では関係機関であったりとか、高齢者支援センターとかモフカとかだと思うんですけども、あと民生委員とか区の課とか、そういったところへのヒアリングで、実際に相談を受けている方から、その職員からヒアリングをして、それ自体も反映しているというのがあるんですけども、そういったやり方も検討できますかね。

○山内福祉政策担当課長 そちらにつきましては、今回のこういった調査ということではなく、実際、先ほどもちょっと申し上げましたけども、そういったところにアプローチしながら、少しずつ対象者の方を見つけながら対応していく形かなというふうに考えてございますので、もちろん今委員のおっしゃった民生委員さんですとか、そういった方々と協力しながら、そういった案件の把握に努めてまいりたいというふうに思います。

○はまもり委員 ぜひお願いいたします。先ほどの不登校のところにもあったんですけども、カルテなどをつくって、最終的にはやはり何かしらの支援につなげていくということが必要かなと思いますので、それに向けて今回第一弾のアンケートとして非常に重要だと思うんですけども、さらに実態把握、支援につなげるという意味で引き続きお願いできればと思います。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございました。委員おっしゃるように、様々なところからやって対応のほうをしっかりとまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 こちらのアンケートが、5万7,000人に送って、330、返却があったんですが、想定は1,200人ぐらいを想定されているということで、やはりかなり返却

数が少なかったということがあるんですけども、それを解消するためにも、このアンケートの質問内容に、例えばどんなことを知りたいですかだったり、このアンケートをやった感想を自由記載欄とかで設けて、もし万が一このアンケートを受けて、かなり叱られている感じがしてしまったとかの意見があった場合は改善するなどの、こちら側も歩み寄りを見せていますよという姿勢を表すべきかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。自由意見欄については今回も設けてございますので、なかなかこういった対象者の方からご回答いただくというのが非常に難しいところなのかなというふうにこちらとしては想定をさせていただきまして、また委員がおっしゃるように、もちろんこちらからこういった形でご質問をすれば答えていただきやすいかというところはもちろんこれからも研究してまいりたいというふうに思っています。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 私も、送付数に対してあまりにも回答が少な過ぎると。区としてはもっと、これは氷山の一角ではないかという認識もお持ちだということなんですけれど、これ、理由はなかなか分からないと思うんですけど、今回この回答率の低さ、主な要因は何なのかなと思うんですけども。

○山内福祉政策担当課長 こういったアンケートでございますが、なかなかご本人が回答いただけるというのが非常に少ないというのがまず1点と、あと、なかなかこういったことに関心を持たれていないのかなというのが非常に思うところでございます。こういったことをやっていますというところのアピールが少し足りなかったのかなというところは、もちろん広報とかしてはございますけども、なかなか分かってもらえなかったかなというところと、そういったことに関心があまりない方については、もう全くご回答いただけないということで、そういったことなのかなというふうに思っています。

○牛尾委員 そうだと思うんですよ。関心がない人は関心がない。うちは関係ないよという人もいるでしょうけれども、そのご当人もなかなかそうしたことについて答えたくないとか、そういった思いもあるかもしれません。ただ、対応していこうと、対処していこうと、対策を取っていこうとなった場合、はまもり委員もおっしゃいましたけど、まずこの実態を把握することをやらないと対策の取りようがないと思うんですよ。傾向も分からないだろうし、ご本人がどういうものを求めているかというの分からないだろうし、もちろんその11名の方の、これは貴重な意見ですよ、これはこれとしてね。だからやはりアンケートだけで終わらすのではなくて、先ほど言ったとおり、社協とか、民生委員さん、または町会の方でもいいでしょう。そうした方々に幅広くこういった実態がないかというまず聞き取りをしっかりやっていく。アンケートをせっかくやっただけでも、それ以上にやっぱり氷山の一角と知っているのであれば、実態調査をしっかりやっていくということにまず力を入れていく必要があると思うんですけども、いかがですか。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。委員おっしゃるように、確かにそういった実態把握というのが大切だというのは非常にこちらにも実感しているところではございます。ただ、なかなか実態を把握しづらいものでございますので、委員がおっしゃったように、社協さんですとか、そういった方々と協力しながら、そういった話を聞きな

から、そういったところ、そういった方がいらっしゃるよということであれば、一緒に対応を図っていきけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

○西岡委員長 今後はじゃあアンケートだけじゃなくて、もう一歩先まで進んで積極的に実態把握していくというような認識でいいんですかね。

○山内福祉政策担当課長 実態の把握にももちろんつながるかと思いますが、そういったところから実際の支援にどういうふうにつながっていきけるかというところに今後取り組んでいければというふうに考えてございます。

○西岡委員長 そうですね。まず把握できないといい支援もできないので、よろしく願います。

えごし委員。

○えごし委員 実際のひきこもりに関する相談支援体制は区でもかなり専門家によるカウンセリングとか、広域的な相談会とか様々あると思うんですが、実際この相談をされる方ってどのくらいおられるか、今、相談件数とか含めて教えていただければと思います。

○山内福祉政策担当課長 今年度でございますが、相談につきましては、電話が12件、来所が63件、訪問が1件、合計で76件となっております。

○えごし委員 多分そういう方は様々ホームページとか、そういうチラシを見て来ていただいていると思うんですけども、例えば、この相談の中でZoomで相談できるとか、そういう体制ってあるんでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 現在はZoomというのはないんですけども、メールで送っていただいたりということもございます。

○えごし委員 承知しました。あと、メールで先ほど相談も、あ、確かにメール相談のところは無料で相談という形になっているんですよ。そのほかの形も件数、電話だったら12回まで無料であったりとか、来所相談だったら15回まで無料というのがあるんですが、これ例えばフルで使うというのであればですけど、そういう回数を超えて何度もというパターンもあるんでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 今のところはそういった限度、限度と申しますか、その回数を超えて相談をなさるような、非常に多い回数相談されるという方はございません。

○西岡委員長 そういう場合は茗荷谷クラブさんを紹介したり、事前にもっと手を打っていているんですよ。

○山内福祉政策担当課長 こちらにつきましては、茗荷谷クラブのほうに相談等を委託しております、茗荷谷クラブでの相談の件数という形になってございます。こちらにつきましても、基本的にはその回数の中で収まっているという形になってございます。電話をした後に今度は来所であったりとか、そういった形で何回か使われる方というのは当然いらっしゃると思いますが、それぞれの回数の上限に達している方はいらっしゃらないというような状況でございます。

○えごし委員 分かりました。

あと、委員長、すみません。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 あとすみません、あと1件だけ。これからこういう制度をやっていくというのを周知していくために様々やっていくとありましたけれども、例えば、まだちょっと

ひきこもりまでにはなっていないけど、ちょっとこれからなるかもしれないとか、そういう悩みを抱えている方もおられるかもしれないんです。ホームページを見てというところになかなかそこまでいかないという方もいるかもしれないというのもあったりとかで、例えば何か登録しておけばメールで、例えば今度こういう相談会がありますよということだったりとか、何かそういうものがプッシュ型で発信されるような、ちょっと登録しておいて見たときに、あ、こういうことをやっているんだと分かるような、そういう体制ってあったりするんでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。今、委員がおっしゃったような形、ひきこもりに関する事業の中では、申し訳ないんですが特にございません。で、区のほうでポータルサイト等始めておりますので、そういった中で、必要となればやっていくような形になるのかなと思いますので、そちらは担当の部署ときちんと詰めてまいりたいというふうに思います。

○えごし委員 欲しいときに情報が届く、また登録しておけばしっかり情報が届くという体制、またさっきポータルサイトという話もありましたけれども、また話をいろいろ協議していただいて、そういうところも進めていただければと思います。お願いします。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。こちらのほうも鋭意検討してまいります。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 ひきこもりに関することは昨年度から始めて、一、二年で結果が出るわけではないので、本当に腰を据えて何年もトライをしていただきたいと思っております。なので、今回のこのアンケートの結果、回収率が非常に悪かったのも課題の一つとしては受け止めていただきたいんですけども、アンケートばかり出しても同じ結果になりかねないので工夫をしなければいけないのかなと思うんですけども、一つ、先ほどのちょっと白鳥教室のほうにも関連しちゃうんですけども、今回のここのひきこもり支援の充実というところで、不登校からひきこもり状態となるケースというのが、先ほど委員長からも指摘がありましたけれども、不登校で白鳥教室に通っていた対象の子が仮にいたとして、今度はその年齢に達したからそこから出なきゃいけないんだとか、居場所がなくなってしまった場合、本当にひきこもる可能性があるということで、そのところはちゃんと保健福祉部のほうと教育のほうとで連携を取りながら、こういう対象の方がいらっしゃるよというところの把握を、そういう方がいればしていかなきゃいけないと思うんですけども、そういうところは今のところは連携のやり取りというのはどういう形になっているんでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 現在のところはなかなか機能していないというか、手をつけ始めたところでございますので、できていないところではございますが、そちらにつきましては担当の部署と今いろいろとどうすればいいかという話をさせていただいているところでございます。また、先ほどもちょっとご説明のところでも申し上げましたけども、私ども15歳から対象とさせていただいておりますけども、子ども部のほうの対象は18までということになってございますので、その3年間ダブっている期間もございますので、そちらにつきましては、きちんと連絡を密にしながら、お互いに協力しながら対応していったらいいのかな、そこでうまく解消ができるのか、そういったところをできるように努めてまいりたいというふうに思います。

○池田委員 先ほどの説明では、白鳥教室が機能の充実というところで期待をしているところですから、ひきこもりになりかける対象の方がいけばしっかりとケアをしていただきたいんだけど、あとは最終的な目標というのがやっぱり社会復帰だということで皆さん目標を持たれていると思うんです。ご家族の方は特にそうなんですけれども、ただ、やはり当人からすると、もう同じ繰り返しになるんですけれども、結局ひきこもったままで外に出ていかないということであれば、本当に在宅ワークだったりとか、しっかりその就労支援的なところをうまくフォローしてあげれば、ひきこもりっ放しでも、逆に言えば、それがしっかりと就労につながっていけばいいのかとも思いますから、その辺りのお考えは今どうなっているんでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 そういったところでございますけども、私どもといたしましてもゴールはどこなのかということが非常に重要ななと思ってございます。就労をして、いわゆるそれで社会復帰というようなことが一般的に皆様思われるところではございますけども、就労というところも当然ありますけども、ご本人が安心して生活を送れるような状態にするというのが一番の目標かなというふうにこちらとしても考えてございますので、今、委員のおっしゃられた、その就労の形態につきましてもいろんなものがございまして、様々な支援ができるように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○細越保健福祉部長 ちょっと、今、担当課長の答弁を補足させていただきます。

まさに池田委員がおっしゃられたように、就労というのも非常に大きな要素になると思っております。今、保健福祉部の中で障害者福祉課のところに障害者就労支援センターがございまして、入り口は障害者かもしれませんけれども、やっぱりこういった方、ひきこもりはなかなか精神の面でも障害のある方もいらっしゃいますので、今この障害者就労支援センターとも連携をして、こういったひきこもり対策をしていこうという話もございまして、そういった中で十分連携をしながら対策を進めていきたいと考えております。

○池田委員 今の部長答弁を頂いたところで、今後は就労支援センターが錦町に移るじゃないですか。そうすると、今3階でやっている就労支援センターの枠というのかな、そのところが引っ越すんだらうけれども、そこを開けっ放しにしておくやっぱりどうなんだろうという心配はあって、もし錦町に移るのであれば、拡充する意味で、そういう障害者の方もしっかりと受け入れる。それで今のこの対象の方も相談ができるように、就労支援センターの枠というのは拡充するようなお考えというのは、今のところあるんですか。

○細越保健福祉部長 まだ詳細までは詰めておりませんが、まさに錦町三丁目施設というのは、そういった障害者の方も含めて、全体の相談から就労も含めたコーディネートをする場というふうに考えております。もちろん今の3階の場所から移転した後の対応というのも同時並行で考えなければいけないと思っておりますけれども、少なくとも障害者福祉課との連携はしますし、保健福祉部として、子ども部も含めてですけれども、一体的に対応していくというのは変わりないと思っております。

○西岡委員長 先ほど答弁の中でありましたけれども、ちょっとひきこもりのアンケートの件で、15歳以上からチェックしていくという中の、3年間重複するということでは、子ども部のほうではそこは連携がしっかりとできるか改めて答弁できますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 そうですね、不登校のお子さんですとか、そういったひきこもりになりそうなお子さんといった方の、ちょっと定量的な把握というのは、現

在、今、手元にないんですけれども、例えば、教育に関する相談ということで、教育相談員が相談をお受けする中で、そういった不登校であるとか、ご家庭での過ごし方についての不安や悩みというご相談も頂いております。15歳以上というところで、中学校を卒業した後も高校に入られてから親御さんと定期的に面談を行ったりとか、そういったようなフォローアップはしているケースもございますので、ちょっとそういったところでどういったようなケースがあって、じゃあどういったような支援が求められるんだろうかというのは、ちょっと我々としてもいま一度少し見直して、今後の連携の在り方というのを考えていきたいというふうに考えています。

○西岡委員長 そうですね。よろしく願います。ありがとうございます。

富山委員。

○富山委員 先ほど答弁の中で、当事者から回答が得づらい項目でもあるというふうにおっしゃっていたんですが、それは今回の調査方法が不十分だったからだと思っていて、例えば、今回答えてくださった本人や関係者の方々に、どうして答えてくださったのか、何の項目があったから関心を持ってくださったのかという点や、また今回、本人、関係者、皆さん答えられる状況になっていたから本人の回答率が低かったと思うので、可能な限り本人回答としたり、本人が回答する場合と関係者が回答する場合のアンケートを分けたりとか、そういったことも検討できるかと思いますが、いかがでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 ご意見ありがとうございます。ご本人か関係者なのかというところは、こちらでその方がどうかというのを把握はできていない状況でございます。個人個人で、この方がひきこもりです、この方がご家族ですということができていない状況なので、ちょっとアンケートを分けるというのはなかなか難しいのかなというのが正直なところです。

○西岡委員長 匿名かな。匿名でしたよね。

○山内福祉政策担当課長 はい。匿名で現在行って……。〔発言する者あり〕はい。

今回調査でございますが、ひきこもりに関するということで今回ご報告をさせていただいておりますが、国の調査と同様に生活状況に関するアンケートということで、区民全体の皆様方にお聞きしている中でそういった項目が入ってございますので、なかなかちょっとそういったところが難しいかなというところになってございます。

○西岡委員長 富山委員。

○富山委員 でしたら、ひきこもり当事者やひきこもり関係者など、その他と分かれているのは。

○山内福祉政策担当課長 こちらの冊子のほうに書いてございますが、質問項目としてはそういった形で入れさせていただいている項目がございますので、それを見てご回答いただいて、それについてこちらで集計をさせていただいている形でございます。

○富山委員 分かりました。でしたら今後はひきこもり当事者からの回答を増やすためにも、当事者の方に宛てたアンケートなども実施していくべきだと思いますけども、いかがでしょうか。

○山内福祉政策担当課長 こちらにご相談を頂いていたりとか、そういったことで把握させていただいている方につきましては、そういった形でアンケートのほうを取れるかなというふうに思いますので、機会があればそういった形でさせていただければというふうに

思います。

○富山委員 お願いします。

○西岡委員長 まずは実態把握をしっかりといただいて、その後に支援につなげていけるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）ひきこもりに関するアンケート調査の結果について質疑を終了いたします。

次に、（２）第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画の素案について、理事者からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 すみません。第３期データヘルス計画及び第４期特定健康診査等実施計画の素案について、保健福祉部資料２に基づいて説明をいたします。

両計画は、被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を目的とし、その目的に向け現状分析から健康課題等を抽出し、目標、取り組む保健事業について計画をするものであります。今年度が両計画の改定年度に当たり、計画に向けて取り組むことを7月21日の本委員会でご報告をさせていただきました。本日は、素案を作成いたしましたのでご報告するものでございます。

本日は説明資料を用いて説明をさせていただきます、素案の本体につきましては参考資料ということで、後ほどご確認いただけたらと存じます。

それでは、まず説明資料1ページ目になります。各計画の基本情報等についてです。

1ページ目、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画について、目的、対象、期間等を整理したものでございます。計画の目的は、千代田区国民健康保険の被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に向けて取り組むものでございます。次期計画となります第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画は、期間が令和6年度から11年度の6年間の計画になります。これまで別々に作成をしておりましたが一体的、合冊して作成をいたします。

恐れ入ります。1枚、資料をおめくりください。2として、本区の医療状況ということで、今回、計画の策定に当たりまして、本区の医療状況について、ここでは概要を精査していただいているものでございます。素案本体のほうには詳細を掲載してございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

すみません。また1枚おめくりください。すみません。3ページ目になります。3ページの上段には現行の計画、第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の振り返りを表にまとめたものでございます。現計画において取り組んでおります五つの事業につきまして、その概要と実施状況のまとめ、また評価を行いました。評価につきましては、改善ないし横ばいということになってございます。なお、事業の1、特定健康診査受診勧奨と、2、特定保健指導につきましては、このデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の両方で取り組んでおるものでございます。

3ページの下段になります。4、健康課題等ということで、こちら表にまとめてございます。2の本区の医療状況と計画の振り返りを踏まえまして、ここでは主な健康課題等とその改善の方向性を示させていただいております。

すみません。また1枚おめくりください。裏面になります。4ページは次期計画、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の策定についてでございます。策定に当たりましては、枠囲いの中にございますとおり、計画の全体目標を達成するための個別保健事業を設定し、事業ごとに計画終了年度であります令和11年度における目標値を定めます。また、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することによって、保険事業の切れ目が生じないように、制度横断的な分析ですとか、体制づくりによって予防事業の推進を図ることを踏まえたものでございます。

（1）として、計画の全体目標、（2）個別保健事業、（3）実施体制等というふうになります。

（2）の個別保健事業におきましては、現計画で取り組み、引き続き行っていく5事業と、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することによる保険事業の切れ目が生じないようにしていく点から、6として、高齢者における保険事業勸奨を加え、6事業といたしました。

すみません。また最初のページ、1ページ目にお戻りください。失礼いたします。このページの一番下になります。表の一番下、策定までの主なスケジュールになります。本委員会での報告の後、本年12月20日からパブリックコメントを実施、パブリックコメントを踏まえて案の作成、明年1月から2月にかけて開催する予定でございます千代田区国民健康保険運営協議会で報告、また議会報告を経まして、令和6年3月の策定を予定してございます。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。こちら参考資料の計画の素案は委員と理事者限りといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員からの質疑を受けます。

○富山委員 今回新しい事業、新規の事業として高齢者における保健事業勸奨を加えられたということなんですけれども、この内容の中に認知症検査受診勸奨などは加える予定はありますか。

○辰島保険年金課長 認知症につきましては、別途、在宅支援でしたっけ、ほかの所管課で行っているところがございますので、そちらのほうになります。こちらでは保健事業ということで取組のほうさせていただきたいと思っております。

○富山委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 目的が、国としてこういうことをやりなさいよという中で、健康寿命を延ばすということと、国として要は医療費のコストを削減していくというのが目的でもともとやっているということで、よろしいですかね。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（2）第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画の素案について質疑を終了いたします。

次に、（3）後期高齢者医療保険料（算定案）について、理事者からの説明を求めます。

○辰島保険年金課長 後期高齢者医療保険料（算定案）について、保健福祉部資料3に基

づいて説明をいたします。

項番1です。令和6・7年度保険料の算定案でございます。後期高齢者医療保険制度におきましては、後期高齢者医療広域連合が保険料率の決定、保険料の賦課を行い、区市町村は保険料を徴収しております。この保険料率は2年ごとに見直されます。今般、次期保険料率であります令和6・7年度の保険料につきまして、東京都後期高齢者医療広域連合から算定案が示されましたので、本日はその状況についてご報告するものでございます。

項番2、保険料率でございます。政令に基づき算定いたしますと上の表になります。令和4、5年度の保険料、現在の保険料と比較いたしますと、均等割額で3,500円、7.5%、所得割率で0.62ポイント、6.5%、1.16ポイント、12.2%増等になります。

東京都の広域連合では、保険料の大幅な増額を抑制するために、本来、保険料で賄うべき費用を協議によりまして、都内全区市町村で負担する抑制策を実施しており、6・7年度においても実施する予定でございます。それが一つ目の矢印、下の枠で囲った対策となります。2年間で区市町村負担合計として220億ということになってございます。この抑制策を反映させた算定案、今回示された算定案が二つ目の矢印、矢印の下の表になります。現行の保険料率と比較しますと、均等割額で1,300円、2.8%、所得割率で0.25ポイント、2.6%、0.51ポイント、5.4%増等に、先ほどの政令の算出と比べると抑制されます。

項番3、今後のスケジュールでございます。年明け令和6年1月上旬頃に広域連合で最終案が作成され示されます。で、同下旬の広域連合の議会で最終案、それに基づく条例改正案が提出され、議決の後、先ほど申し上げました抑制策を実施するに当たりまして広域連合の規約の変更が必要でございます。変更には、地方自治法に基づく議会の議決が必要となりますので、令和6年区議会第1回定例会に付議をし、ご審議を頂き、3月に規約の変更となる予定でございます。

説明は以上です。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 保険料率で軽減策を講じて、増減、均等割で1,300円上回るということになります。ちょっとまた上がっちゃうわけですが、これ、賦課限度額についてはどうなりますか。

○辰島保険年金課長 こちら賦課限度額につきましても2か年でちょっと上がるようになります。現行66万円なんですが、令和6年度が73万円、令和7年度が80万円となる予定でございます。

○牛尾委員 この賦課限度額については軽減はされないと、このままで行っちゃうということ。これは広域連合で決めちゃうからそうなるんでしょうけれど、そういうことでよろしいんですか。

○辰島保険年金課長 賦課限度額、国から示されております額どおりで進む予定だと認識しております。

○牛尾委員 こればかりは東京都全体の問題になるので、区として独自にとなかなかいかないんでしょうけれども、これは1人にかかる、世帯じゃないから、1人にかかる保険料なんで、相当高額になると思われまして。やはり区としても、やはり国とか東京都に対して、もうちょっと財政支援して、75歳以上の方ですからね、これね保険料、そういう

方々がこんな高額な保険料というのは本当に大変だと思うんで、そこは区としてももうちょっと保険料を下げるために、国や都に区としてもちょっと一言、軽減措置を講じろというのを強く言っていただきたいんですけども、いかがですかね。

○辰島保険年金課長 保険料につきましては、先ほど申しあげましたとおり、広域連合のほうで、算定、決定をしていくというところがございますので、広域連合の条例で定めるものでございますので、なかなか区独自で何かするという事は、やはりちょっと現実的にはできない、難しいというふうに考えてございます。ただ実際、被保険者数も増えていくであろうという高齢化が今後あるでしょうし、またそれに伴いまして、また医療費もかかってくるだろうというところは想像されます。そういった中で、この制度が持続していけるようなものとなるように、何らかの形で国や都に働きかけることができるのであればしていきたいというふうに思います。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（3）後期高齢者医療保険料（算定案）について質疑を終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 よろしいですか。

次に、執行機関から何かございますか。

○赤海子ども施設課長 恐れ入ります。それでは、子ども施設課から、お茶の水小学校・幼稚園の落成などについて、口頭ですがご報告させていただきます。

お茶の水小学校・幼稚園の施設整備につきましては、令和6年1月31日に竣工となりますことから、令和6年度の新校舎・新園舎の開校・開園に先立ちまして、落成式と内覧会を開催させていただき予定で準備を進めさせていただいているところでございます。

日時についてですが、3月16日土曜日11時から、会場は新お茶の水小学校の体育館ということで現在予定してございます。議員の皆様方におかれましては、事前にポスト対応等でご案内を差し上げたいと考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい。説明が終わりました。この件に関しまして質疑等ございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、最後に日程4、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時36分閉会